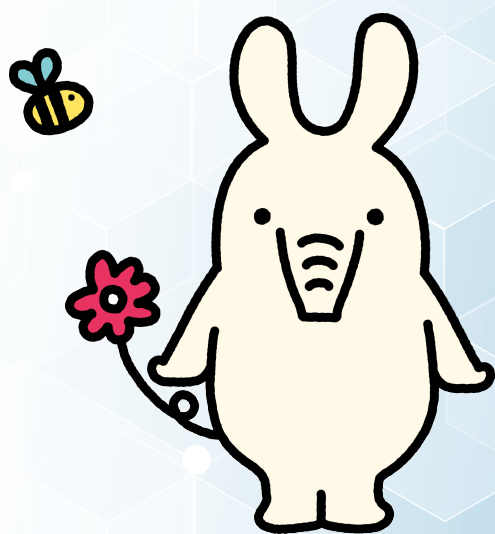


Disclosure of JA Sagaenishimurayama

JAさがえ西村山の現況 ディスクロージャー誌 2024



©よりぞう

令和4年度・令和5年度
さがえ西村山農業協同組合

目 次

1. ごあいさつ	1
2. 組合の概要	2
3. 基本方針	9
4. 経営管理体制	9
5. 事業の概況（令和5年度）	10
6. 農業振興活動	12
7. 地域貢献情報	12
8. リスク管理の状況	14
9. 金融商品の勧誘方針	17
10. 自己資本の状況	17
11. 事業のご案内	18
12. 経営資料	27
○決算の状況	27
1) 貸借対照表	27
2) 損益計算書	28
3) 注記表	29
4) 剰余金処分計算書	41
5) 部門別損益計算書	42
○損益の状況	44
1) 最近5事業年度の主要な経営指標	44
2) 利益総括表	45
3) 資金運用収支の内訳	45
4) 受取・支払利息の増減額	45
○事業の状況	46
1) 信用事業	46
①貯金に関する指標	46
②貸出金等に関する指標	46
③内国為替取扱実績	50
④有価証券に関する指標	50
⑤有価証券等の時価情報等	51
⑥預かり資産の状況	52
2) 共済取扱実績	53
3) 農業・生活その他事業取扱実績	54
○経営諸指標	56
1) 利益率	56
2) 貯貸率・貯証率	56
○自己資本の充実の状況	57
○連結情報（連結ベースディスクロージャー）	71
1) グループの事業系統図	71
2) 子会社等の状況	71
3) 事業の概況（令和5年度）	72
4) 連結子会社の事業概況	72
5) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	73
6) 連結事業年度の事業別事業収益等	73
7) 連結貸借対照表	74
8) 連結損益計算書	75
9) 連結キャッシュ・フロー計算書	76
10) 連結剰余金計算書	77
11) 連結注記表	78
12) 農協法に基づく開示債権	90
13) 連結自己資本の充実の状況	91
○財務諸表の正確性等にかかる確認	103
○会計監査人の監査	104

スローガン

《「食」「農」「大地」でつなげる協同の力》
～未来へつなぐ持続可能なさがえ西村山農業の実践～

基本理念

自然の恵みと人のつながりを育み
農とくらしの新たな創造により
豊かで心かよう地域社会づくりをめざします

3つのめざす姿

多様な担い手の
確保による持続
可能な地域農業

協同組合の
役割発揮による
豊かな地域共生社会

組合員・利用者
との対話による
JA事業活性化

1. ごあいさつ

「JAさがえ西村山」は、山形県のほぼ中央に位置し、日本一さくらんぼの里として、さくらんぼをはじめとする多様な農畜産物を取り扱っております。寒河江市・大江町・朝日町・西川町・河北町を区域とする広域合併JAとして、地域農業の発展と組合員・地域の皆様の豊かな暮らしの実現を目指し、積極的かつ幅広い事業を展開しております。

また、組合員各位におかれましては、日頃より当JAの事業運営に対しまして、格別なるご理解ご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

世界情勢は2年が経過したロシアのウクライナ侵攻が長期化し、中東ではガザ地区での戦争が続くなど大変不安定な状況となっております。

国内経済においては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月より感染法上の「5類」へ移行したことや日本銀行がマイナス金利政策を解除するなど、徐々にではありますが、国民の暮らしがコロナ禍以前に戻りつつあります。また、台湾を中心とした外国人のインバウンドによる訪日客が増加しており、日本経済に明るさが見られるようになりました。しかしながら、国際的な紛争による原油高や物価高騰、肥料・農薬などのあらゆる生産資材の価格高騰が続き、かつてないほど農業経営を圧迫していることに加え、昨年7月末からの異常とも思われる猛暑や少雨など自然災害が常態化しております。

管内の主力品種であるさくらんぼにつきましては、天候に恵まれるとともに凍霜害対策の効果もあり、数量1,022トン、販売高21億円を超える近年にない実績を挙げることができました。その一方でりんごにつきましては、凍霜害や猛暑の影響により、小玉化やサビ果が多く前年を大きく下回る数量となりました。米につきましても猛暑の影響により、かつてないほど1等米比率が低下し、いまだ再生産価格に届いておらず、稲作農家の経営に深刻な影響を与えております。

このような危機的状況を踏まえ、農家組合員の営農意欲の維持・向上を図るため、肥料・農薬高騰対策支援や土づくり肥料散布支援、野菜・花き価格安定対策支援、JA農家応援券の発行、災害対策資金等融資利子補給などの各種支援対策を講じてまいりました。

四半世紀ぶりに国による食料・農業・農村基本法の見直しが行われます。JAグループを挙げて、持続可能な農業の実現、現場・現況に即した基本法となるよう、また、農畜産物の再生産を踏まえた適正な価格形成の具体的な方法を示すよう、粘り強く要請を続けてまいります。

令和6年度は新たに策定しました第七次中期経営刷新計画並びに第8次広域・地域営農生活振興計画の初年度にあたり、更なる真価や変化が問われる年となります。組合員・地域に寄り添い、より信頼され必要とされるJAを目指し、また、職員が生き生きと楽しく総合事業を担うことができる職場環境を構築してまいります。

今後とも皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和6年6月

さがえ西村山農業協同組合

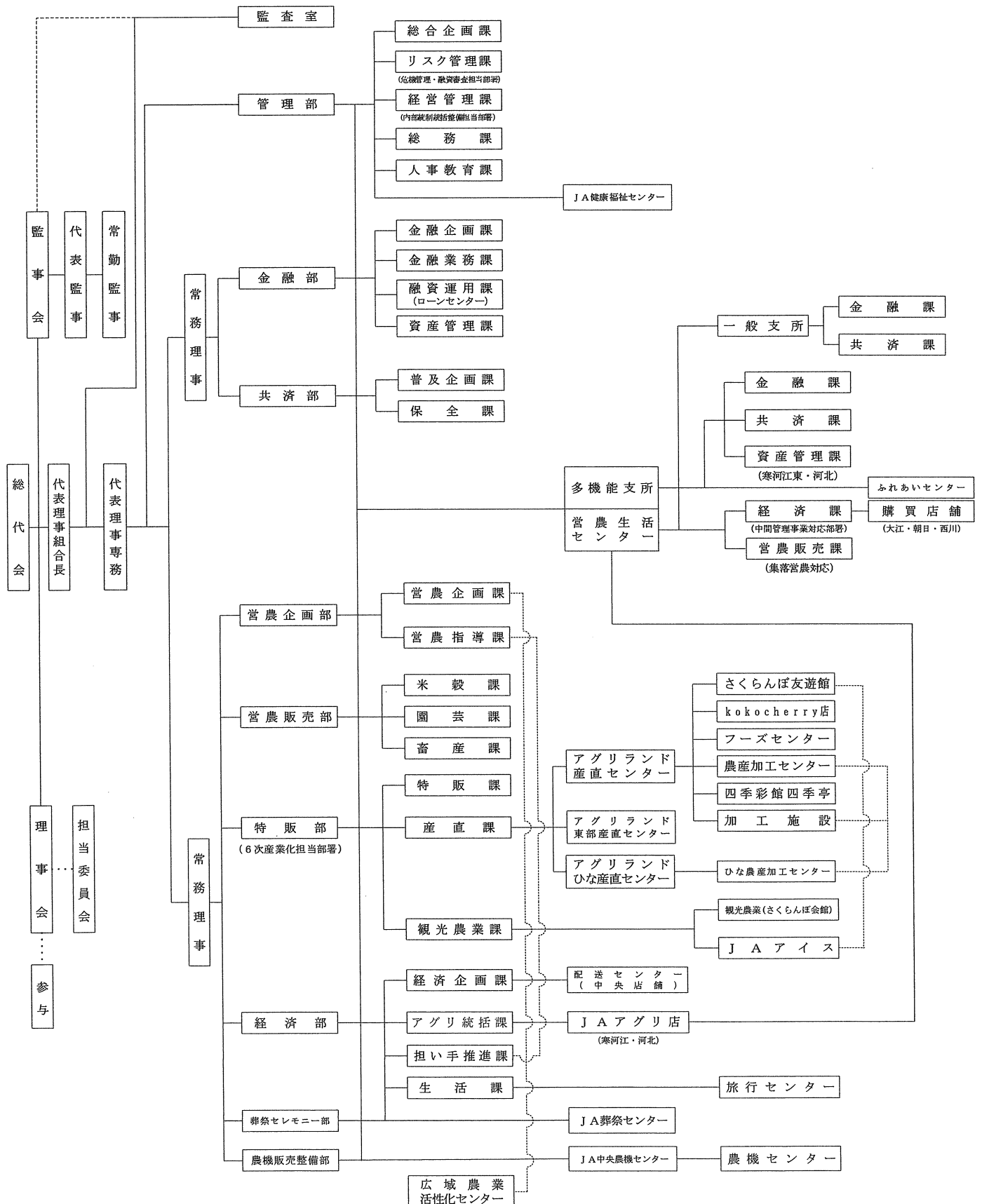
代表理事組合長 安孫子 常哉

2. 組合の概要

1) 組合の機構 (令和6年4月6日現在)

【本 所】

【支所・施設】



2) 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		令和4年度末	令和5年度末	増減
正組合員数	個人	9,583	9,424	△ 159
	農事組合法人	16	16	-
	その他の法人	33	35	2
	計	9,632	9,475	△ 157
准組合員数	個人	7,175	7,289	114
	農事組合法人	5	4	△ 1
	その他の団体	328	324	△ 4
	計	7,508	7,617	109
合	計	17,140	17,092	△ 48

3) 役員一覧 (令和6年5月10日現在)

区分・役職名	氏 名	
代表理事組合長	安孫子常哉	
代表理事専務	海野 秀夫 実務精通理事・コンプライアンス担当・証券窓販業務内部管理統括責任者	
常務理事	高橋 一雄 実務精通理事・金融共済担当	
常務理事	小野 秀樹 実務精通理事・営農経済担当	
筆頭理事	飯野 敏子	
理 事	佐藤 義広	鈴木長兵衛 (営農販売委員会副委員長) 武田登喜蔵
	渡辺 裕之	阿部 栄蔵 奥山 利弘
	佐竹 芳彦 (企画管理委員会委員長)	石垣 正博 (企画管理委員会副委員長) 関 将利
	高橋庄次郎 (営農販売委員会委員長)	荒木 信作 (広報委員会委員長) 柴田栄三郎
	熊坂 浩行	小野 健一 (経済委員会副委員長) 五十嵐美恵子
	縄 潤一 (経済委員会委員長)	沖田 健一 (金融委員会副委員長) 松田 美保
	渡邊 正 (金融委員会委員長)	芳賀 宏
	理事 計25人 (うち女性理事3人)	
代表監事	藤田 正広	
常勤監事	前田 倫一 実務精通監事	
監 事	浅岡 正昭 鈴木 庄助	
員外監事	高橋 厚子	
	監事 計5人 (うち女性監事1人)	

4) 会計監査人の名称

名 称	事 務 所	備 考
みのり監査法人 (理事長 大森一幸)	東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町	令和元年6月1日より

5) 職員人数

(単位：人)

区 分	令和4年度末			令和5年度末		
	男	女	計	男	女	計
一般職員	146(19)	154(63)	300(82)	128(16)	138(58)	266(74)
営農指導員	25(1)	1(-)	26(1)	26(1)	1(-)	27(1)
施設職員	61(28)	77(49)	138(77)	54(24)	84(52)	138(76)
合 計	232(48)	232(112)	464(160)	208(41)	223(110)	431(151)

注1) 受入出向職員及び臨時的または季節的雇用者は除いている。

注2) 上記の () 内数値は常雇の臨時職員の内数である。

6) 役員等の報酬体系

① 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込み、退職慰労金はその支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	73	8

注1) 対象役員は、理事25名、監事5名です。

注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

○ 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職や責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員10人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

○ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

② 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和５年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

注１）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注２）「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。

注３）「同等額」は、令和５年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

注４）令和５年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

③ その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

7) 組合員組織 (令和6年2月29日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
農事実行組合長連絡協議会	6,997
果樹振興協議会	2,547
さくらんぼ部会	1,566
加温さくらんぼ部会	50
りんご部会	315
ぶどう部会	72
大粒ぶどう部会	25
西洋梨部会	198
柿部会	50
もも部会	113
すもも部会	138
キウイフルーツ生産組合	9
寒河江市かりん栽培研究会	11
加工もも部会	75
水稻部会	1,732
航空防除連絡協議会	1,377
酒米振興協議会	15
野菜振興協会	450
ねぎ部会	23
なす部会	65
トマト部会	24
菌茸部会	5
山菜部会	48
つるむらさき部会	47
枝豆部会	170
南瓜部会	39
つるり里芋研究会	18
アスパラガス部会	11
花き振興協会	95
酪農部会	2
肉牛部会	10
周年観光農業推進協議会	35
観光さくらんぼ部会	30
さがえ西村山青色申告会	29
J A女性部	683
J A女性部フレッシュミズ部会	8
農協青年部	104
酒米研究会	19
低コスト稲作栽培研究会	25
つや姫・雪若丸栽培研究会	337
さくらんぼY字仕立研究会	25

8) 特定信用事業代理業者等の状況

該当する事項なし

9) 地区、店舗一覧 (令和6年3月1日現在)

地 区	寒河江市、大江町、朝日町、西川町、河北町の区域
-----	-------------------------

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M設置状況
本 所	〒991-0061 寒河江市中央工業団地75	0237-86-8181	

《寒河江市》

寒 河 江 東 支 所	〒991-0031 寒河江市本町1-9-28	0237-86-3125	1 台
寒 河 江 西 支 所	〒990-0524 〃 大字高松248	0237-87-2116	1 台
西 根 支 所	〒991-0003 〃 西根1-2-8	0237-86-5515	
柴 橋 支 所	〒991-0063 〃 大字柴橋1920-3	0237-86-3191	1 台

《大江町》

大 江 支 所	〒990-1101 大江町大字左沢887-1	0237-62-3211	1 台
---------	------------------------	--------------	-----

《朝日町》

朝 日 支 所	〒990-1442 朝日町大字宮宿2246-1	0237-67-3111	1 台
---------	-------------------------	--------------	-----

《西川町》

西 川 支 所	〒990-0702 西川町大字海味479	0237-74-2125	1 台
大 井 沢 機 械 化 店 舗	〒990-0721 〃 大字大井沢長トロ1177	0237-76-2305	1 台

《河北町》

河 北 支 所	〒999-3514 河北町谷地ひな市2-9-4	0237-72-2127	1 台
---------	-------------------------	--------------	-----

店舗外A T M設置状況

寒 河 江 市	中央工業団地内に1台（ドライブスルー）、アグリ寒河江店内に1台 白岩ふれあいセンター内に1台、三泉ふれあいセンター内に1台 旧南部ふれあいセンター内に1台
大 江 町	大江営農生活センター内に1台
朝 日 町	旧大谷ふれあいセンター内に1台
河 北 町	アグリ河北店内に1台、西里ふれあいセンター内に1台 旧溝延ふれあいセンター内に1台

10) 組合の沿革・歩み

平成5年12月9日	合併予備契約の締結 名称“さがえ西村山農業協同組合”発表(応募総数267点)
12月26日	合併総会開催
平成6年4月1日	広域合併JA“さがえ西村山農業協同組合”出発式
平成7年6月17日	大韓民国“安東農協”との友好姉妹農協締結式
10月19日	シンボルマーク審査・決定(応募総数516点)
10月23日	朝日りんご選果施設落成
11月18日	ブランド米“清流寒河江川”、低農薬有機米“めぐみ”発売
平成8年9月28日	“組合長と語る会”開始(8年度:10会場11支所、9年度:9会場9支所)
平成9年10月16日	インターネット・ホームページ開設
12月15日	高松支所オープン
平成10年11月16日	寒河江市役所に現金自動預払機(ATM)設置
平成11年3月19日	大江営農生活センター りんご、ラ・フランス選果施設落成
3月21日	JAアグリ中央店オープン
4月8日	JAアグリ寒河江店オープン
9月3日	JAまごころ住宅建設協力会設立
11月8日	寒河江市立病院に現金自動支払機(CD)設置
平成12年3月27日	東部集出荷施設落成
4月25日	総合交流ターミナル施設“さくらんぼ友遊館”オープン
9月1日	子会社㈱ジェイエイライフ設立
平成13年3月13日	大江農畜産物加工所落成
8月23日	農業用使用済廃プラスチックマテリアルリサイクル開始
10月1日	子会社㈱ジェイエイライフへ燃料、車輛整備事業を業務移管
平成14年1月7日	子会社(有)地球耕望(りんご温泉)給食センターオープン
3月23日	JAアグリ大江店、朝日店オープン
7月8日	日田出張所オープン
10月4日	河北農産物集出荷施設オープン
12月7日	寒河江支所オープン
平成15年3月15日	JAアグリ河北店オープン
3月30日	JAアグリ西川店オープン
7月29日	パッケージセンターオープン
12月12日	葬祭セレモニーホール「JAやすらぎ」オープン
平成16年3月29日	「広域農業活性化センター」設立総会
平成17年10月29日	JA秋まつり開催
平成18年9月11日	柴橋第一機械化店舗リニューアルオープン
12月4日	白岩支所オープン
平成19年5月9日	食材センターオープン
平成20年1月15日	大谷支所オープン
4月26日	アグリランド産直センターオープン
8月18日	本郷支所オープン
12月1日	河北基幹支所オープン
平成21年2月9日	南部支所オープン
5月16日	アグリランドフーズセンターオープン
9月18日	アグリランド農産加工センターオープン
9月28日	三泉支所リニューアルオープン
10月16日	さくらんぼ友遊館リニューアルオープン
11月13日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート西オープン
12月16日	農家レストラン「四季彩館四季亭」オープン
平成22年4月1日	子会社(有)地球耕望 りんご温泉リニューアルオープン
5月1日	アグリランドグランドオープン
平成23年12月16日	柴橋理美容店舗リニューアルオープン
平成24年3月26日	葬祭セレモニーホール「JAやすらぎ河北」オープン
6月10日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート中央オープン
平成25年11月11日	JA健康福祉センター「めぐみ(恩)」オープン
12月15日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート朝日オープン
平成26年4月1日	JA健康福祉センター「めぐみ(恩)」短期入所生活介護事業所開所
平成27年7月18日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート西川オープン
9月1日	子会社㈱さがえ西村山ジェイエイファーム設立
10月30日	中央農機センター、子会社㈱ジェイエイライフ 車両センター及びセルフSSポートさがえ工業団地オープン
平成28年3月14日	JAさがえ西村山やすらぎ通夜室(楓)オープン

平成29年12月2日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSSポート河北オープン
平成30年2月9日	アグリランドひな産直センター及びひな農産加工センターオープン
令和2年3月1日	子会社㈱地球耕望 りんご温泉 朝日町へ事業譲渡 アグリランド東部産直センターオープン（アグリ寒河江店「産直店」リニューアル）
令和3年9月1日	支所再編 本郷ふれあいセンター、西五百川ふれあいセンターオープン
令和4年3月14日	6多機能支所2一般支所5営農生活センター8ふれあいセンターへ再編
8月4日	白岩ふれあいセンター美容室さくらオープン
8月20日	広域多目的選果施設オープン
11月16日	子会社㈱ジェイエイライフ コーティングライフオープン
令和5年3月1日	ふれあいセンター4施設体制へ移行 葬祭セレモニーホール「JAやすらぎ大江」オープン
9月1日	ふれあいセンター3施設体制へ移行
令和6年4月6日	アグリランドkokocherry店オープン（チェリーランド店リニューアル）
4月17日	JAさがえ西村山やすらぎ通夜室（蓮）オープン

3. 基本方針

【「食」「農」「大地」でつなげる協同の力～未来へつなぐ持続可能なさがえ西村山農業の実践～】をスローガンに掲げた第七次中期経営刷新計画及び第8次広域・地域営農生活振興計画の初年度にあたり、これらの策定した様々なJAさがえ西村山の取り組みを実践してまいります。

令和4年に実施した支所再編後、複合涉外、融資専任涉外、共済専任、担い手、経済担当職員の農家担当制による総合的な出向く体制を構築し、組合員・利用者皆様との対話を重視し、事業を展開してまいりました。令和6年度につきましては、これまで以上に部門間連携を強化しながら、農家組合員へのトータルサポートの実現に向けて対面訪問を強化し、出向く体制の効果的な運用と総合相談機能の充実、組合員・利用者皆様の更なる満足度向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が収束していく中、人の流れが増え、世界の経済活動は活性化しウィズコロナ・アフターコロナの新たな時代が始まりました。物価高・燃料コストの高騰により生産資材価格が上昇する中、持続可能な農業の実現に向け、かたらい運動を中心とした予約購買方式による安定供給とコストメリットを活かした事業を展開しながら、今求められている地域循環型農業の実践や地域農業の次代を担う人材の確保と育成に向けた取り組みを強化してまいります。また、重点市場との連携をさらに深め、販売価格の高位安定化に向けてブランド力の強化を図りながら生産者の所得向上に努めてまいります。

さらに、ネット販売を含めた販売先・取引先の拡大による特販事業の強化とアグリランド産直センターを核としたアグリランドグループの相乗効果を発揮し、さがえ西村山産農畜産物の地域・全国への販売を拡充していくとともに、農業者と消費者をつなぐ「食」と「農」の交流拠点施設としての役割と機能を強化してまいります。

引き続き、将来にわたる持続可能な経営基盤の確立を図るため、財務基盤強化に向けた自己資本の増強に努めるとともに、コンプライアンス経営の徹底とリスク管理体制の強化に努めてまいります。

4. 経営管理体制

◇経営執行体制〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性層などからも理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況 (令和5年度)

国内経済は、経済活動に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルスが収束の方向に向かいつつあり、経済活動がようやく再開されております。しかしながら、原油高・海外の物価高、長期化する国際的な紛争などの外的要因の影響を大きく受け、日々めまぐるしく経済情勢が変化しております。

農政においては、国消国産に対するメッセージの発信など、食料安全保障にかかる基本政策の確立と予算の拡充、さらには5年間に一度も水張りしない農地が直接支払交付金の対象外となる問題の解消に向け、政府への要請を昨年に引き続き実施してまいりました。

農業分野においては、主力品目であるさくらんぼについては、天候に恵まれるとともに、凍霜害対策の効果もあり、1,022tの数量と21億円を超える販売高を実現することができました。一方でりんごについては、凍霜害や酷暑の影響により小玉化が進み、前年を大きく下回る実績となりました。米についても、酷暑の影響によりかつてないほど1等米比率が低下したことに加え、前年より概算金が引き上げられたものの未だ再生産価格に届いておらず、さらに肥料価格等の高騰が続いていることもあり、稲作農家の経営に深刻な影響を与えております。

このような状況を踏まえ、当JAにおいては、肥料高騰対策事業の申請手続きにかかる支援を行うとともに、米及び肥料・農薬等に対する事業分量配当をはじめ、昨年度に引き続き、土づくり肥料散布対策支援、野菜価格安定対策支援、JA農家応援券の発行、災害対策資金等融資利子補給など、管内農家組合員の営農意欲の維持・向上を図るため、各種支援対策を講じてまいりました。

営農指導事業は、持続可能な地域農業の実現に向け、軽労力技術の普及拡大等に努めるとともに、肥料高騰対策事業の申請手続きなど、農業経営サポート体制を拡充してまいりました。また、果樹産地の維持継承に向けた取り組みを強化するため、さくらんぼの大苗事業や補助事業を活用した「すもも」の大規模団地化プロジェクトを進めてまいりました。

営農販売事業は、1市4町によるトップセールスの再開など、アフターコロナによる市場との連携強化を図るとともに、広域多目的選果施設にてりんごの統一共選を実施し輸出拡大に取り組むなど、機械共選利用拡大によるトップブランド産地の構築と生産者の所得向上に努めてまいりました。

特販事業は、販売品目の拡大による顧客の獲得とリピーターの拡大を掲げ、インターネットを活用した販売強化により、さがえ西村山産農畜産物の全国への販売を強化してまいりました。また、産直事業については、旬の販促イベントの他、東屋を活用した合同イベントを開催するとともに、提携JAとの連携を強化し様々なイベントを行ってまいりました。また、公式LINEによる情報提供や販促の強化により、集客拡大につなげることで農家所得の増大と店舗・地域の活性化を図ってまいりました。

経済事業は、経済担当職員の農家組合員担当制により出向く体制を強化するとともに、肥料・農薬かたらい運動を基本とした予約購買中心の事業を展開してまいりました。また、葬祭事業は、通夜室の需要増加に対応するため、八鍬セレモニーホールに新たに通夜室を建築し、令和6年度より利用できるよう工事を進めてまいりました。

金融事業は、融資専任渉外による訪問強化と担い手推進課等との部門間連携により、大規模農家や農業法人等に対し、利子助成や金利優遇等を活用したJA農業資金の積極提案を行うことにより、農業メインバンク機能強化と地域農業振興を図ってまいりました。

共済事業は、3Q訪問活動による利用者満足度向上を図るとともに、契約者フォローを実践することにより、地域密着型の訪問活動と相談機能を強化してまいりました。さらに、今年度も地域貢献活動の一環として引き続き1市4町に対し、カーブミラーの贈呈を実施してまいりました。

経営管理については、「To the new stage 次代をつなぐ農業の無限の可能性 ～新たなさがえ西村山の創出～」をスローガンに掲げた第六次中期経営刷新計画の最終年度として、総合事業機能の効果的な発揮による持続可能な経営基盤の確立を図るため、老朽化施設の補改修・解体など、遊休不稼働資産の利活用及び、維持管理を行ってまいりました。支所再編に伴う6多機能支所2支所体制へ移行してから1年が経過し、継続して出向く体制と店舗相談機能の両面を強化するとともに、運営委員会と合同で組合員座談会を開催するなど、組合員との対話を重視しながら事業を展開してまいりました。

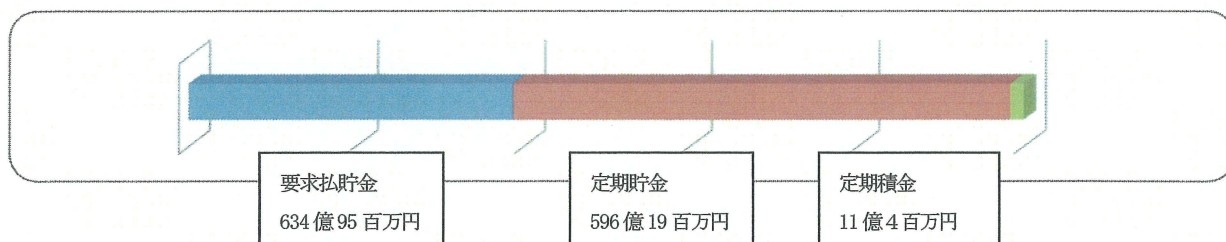
1) 信用事業

年金セミナーの開催や、夏・冬のキャンペーンにより資金量の増強に努めました。また農業関連資金、住宅関連資金等、貸出金増強に努める一方で、定期的な債権ブロック会議を開催し、不健全債権の未然防止と回収の徹底を図ってまいりました。

〔貯 金〕

夏・冬の貯金キャンペーンを行い「優遇金利定期貯金」を実施し、貯金残高の増強に努めましたが、前年度末（1,269億98百万円）に比べ27億80百万円減少し、期末貯金残高は1,242億18百万円となりました。

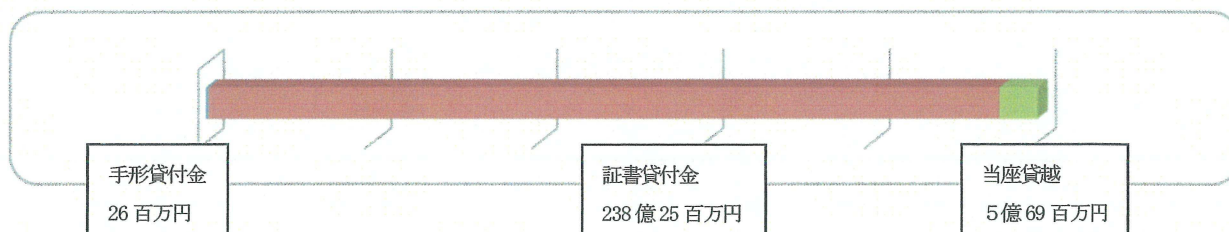
令和5年度 貯金残高実績 1,242億18百万円



〔貸出金〕

優遇金利制度を活かした提案型融資推進の展開と、休日を利用した融資相談会等を実施しながら貸出金の増強に努め、前年度末（235億72百万円）に比べ8億48百万円増加し、期末貸出金残高は244億20百万円となりました。

令和5年度 貸出金残高実績 244億20百万円



〔推 移〕

貯金・貸出金・貯貸率の推移

(貯金・貸出金：百万円、貯貸率：%)

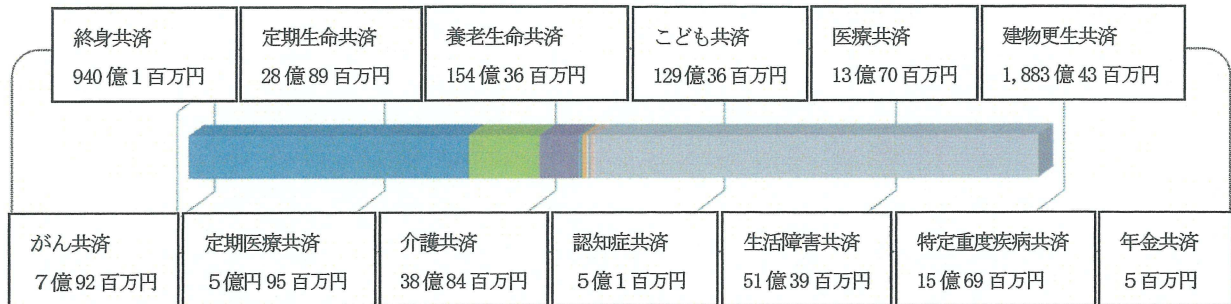
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貯 金	122,769	126,084	126,228	126,998	124,218
貸出金	19,207	21,247	22,645	23,572	24,420
貯貸率	15.6	16.8	17.9	18.6	19.7

2) 共済事業

長期共済については、JA共済の安全性、有利性をPRするとともに3Q訪問活動による加入内容の点検と生活保障設計による提案型の普及活動に取り組みました。また、お客様の総合生活保障の確立に向けて、地震や自然災害などの保障が最大限に活かされる建物更生共済「むてきプラス」の普及、超高齢化社会到来に備えた「介護共済」や「認知症共済」、医療保障に対するニーズに応えた「医療共済」の普及に努め、組合員次世代層を含めたニューパートナー獲得に向けた「定期生命共済」や「こども共済」の加入推進にも努めました。

短期共済については、車社会の中で安心していただけるよう人身傷害保障、対人・対物賠償、車両保障などをセットした自動車共済「クルマスター」の普及拡大に努め、休日・夜間現場急行サービスを実施するなど、安心と信頼のおける事故相談活動及び事故処理の迅速な対応に努めました。

令和5年度 長期共済保有高実績 3,274億60百万円



注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払い契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
なお、年金共済の年額については、30億15百万円です。

6. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

1) 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

農薬の適正使用と防除履歴記帳、残留農薬分析によるトレーサビリティシステムの実践
GAP（農業生産工程管理）手法の取り組み

2) 担い手・新規就農者への支援

担い手育成・新規就農者を目的とした「営農講座」の継続実施

3) アグリランド「産直センター」「東部産直センター」「ひな産直センター」「kokocherry店」の充実による農業所得増大

4) アグリマイティー資金、JAバンク利子補給事業、JAバンク新規就農応援事業、農家の負担軽減を目的とした農業近代化資金の重点取組、災害経営安定対策資金等の積極的活用

5) 地元もち米給与による高品位牛肉（もち米牛）の生産

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況）

1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給の取り組み

7. 地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

1) 環境保全への取り組み

農業用使用済プラスチックの回収・農家在庫不用農薬の回収
省エネ施設資材等の情報提供

2) 管内市町へ社会貢献用品寄贈を目標とした全役職員によるアルミ缶リサイクル回収運動の継続実施

◇地域貢献情報

1) 地域住民に親しまれ、信頼される福祉事業の展開

居宅介護支援事業と連携した居宅系介護福祉サービス事業部門（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・販売、住宅改修事業）の包括的サービスの提供

2) 交通安全啓蒙活動、交通安全必要機材等の設置、交通事故防止対策への貢献

昭和48年から継続実施している管内1市4町への「カーブミラー」寄贈

3) 食農教育の取り組み

管内保育園、小・中学校に「つるり里芋」苗の提供

学校菜園への農業資材贈呈

管内小学校5年生全員への「ごはんちゃわん」、1年生全員への「ランチョンマット」の贈呈

4) 農業体験実習

管内保育園・幼稚園児、小・中学生による野菜と米づくりによる食農教育の実践

5) 学校給食への管内産農産物の提供による地産地消の啓蒙

6) フードロス削減のための活動

J A女性部による「フードドライブ」活動への参加

(家庭等で余っている食品や生活用品を持ち寄り地元施設に寄付する活動)

◇経営者保証に関する当組合の方針

当組合はこの度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するため取組強化を図ってまいりました。

今後当組合は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、真摯に対応するよう努めてまいります。

○経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえたうえで検討してまいります。

○経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧且つ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定してまいります。

○既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して、丁寧且つ具体的に説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断してまいります。

○経営者保証を履行するときの対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等〔リスク管理基本指針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、体制を整備しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口

◎信用事業・共済事業を取り扱っている各支所（Ｐ．７に記載しております）

◎本所金融部（信用事業）

電 話：０２３７－８６－８１８９

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

◎本所共済部（共済事業）

電 話：０２３７－８６－８１９０

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター	電話：０２３－６３５－３６４８
仙台弁護士会紛争解決支援センター	電話：０２２－２２３－１００５
東京弁護士会紛争解決センター	電話：０３－３５８１－００３１
第一東京弁護士会仲裁センター	電話：０３－３５９５－８５８８
第二東京弁護士会仲裁センター	電話：０３－３５８１－２２４９

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出下さい。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1：組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2：組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3：不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4：電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5：組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6：販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

10. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、16.28%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	さがえ西村山農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	3,551百万円（前年度3,596百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

1 1 . 事業のご案内

1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・農林中金という２段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、投資信託の販売、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○取扱手数料一覧

(令和6年5月15日現在)

取 扱 手 数 料 項 目	手 数 料 金 額 (円)	徴 収 方 法
1. 貸出・貯金等事務共通		
(1) 残高証明書		
① 所定帳票による継続発行 (1通)	550	受 付 の 都 度
② 所定帳票による随時発行 (1通)	660	〃
③ 所定帳票以外の証明 (1通)	1,100	〃
④ 住宅取得にかかる継続発行分 (1通)	無 料	
⑤ 監査法人向け証明書発行 (1通)	3,300	受 付 の 都 度
2. 貸出・債務保証事務		
(1) 融資証明書発行手数料 (1通)	3,300	受 付 の 都 度
(2) 貸付金条件変更手数料 (1件)	5,500	変 更 の 都 度
(住宅ローンのみ、固定変動金利選択の固定金利を含む)		
(3) 貸付金繰上償還手数料 (1件)		
住宅ローンの場合		
① 一部繰上償還	22,000	償 還 の 都 度
② I Bによる一部繰上償還	無 料	〃
③ 全額繰上償還	33,000	繰 上 償 還 時
住宅ローン以外の場合		
① 一部繰上償還	3,300	償 還 の 都 度
② I Bによる一部繰上償還	3,300	〃
③ 全額繰上償還	3,300	繰 上 償 還 時
(4) 発行手数料		
ローンカード	無 料	
(5) 再発行手数料		
ローンカード	1,650	受 付 の 都 度
(6) 貸付取扱手数料		
住宅ローン		
① 融資金額1,000万円以下	33,000	融 資 の 都 度
② 融資金額1,000万円超	55,000	〃
その他証書貸付	1,100	〃
3. 貯金事務		
(1) 貯蓄貯金自動振替サービス手数料 (1契約)	無 料	
(2) カード発行手数料		
① I Cキャッシュカード (1枚)	無 料	
② J Aカード (一体型) (1枚)	無 料	
(3) 再発行手数料		
① 貯金通帳 (1冊)	1,100	受 付 の 都 度
② 貯金証書 (1通)	1,100	〃
③ I Cキャッシュカード (1枚)	1,100	〃
④ J Aカード (一体型) (1枚)	1,100	〃
(4) 手形等用紙代		
① 小切手帳 (1冊)	660	交 付 の 都 度
② 約束手形・為替手形 (1冊)	880	〃
③ 自己宛小切手 (1枚)	550	〃
④ マル専手形 (1枚)	550	〃
(5) マル専当座貯金口座開設手数料 (1口座)	3,300	口 座 開 設 時
(6) 口座振替・振込手数料 (1件)	個別契約による	個 別 契 約 に よ る
(7) 窓口収納手数料	〃	〃
(8) 同一店内振込手数料 (1件)		
① 窓口		
・別利用者間	330	取 引 の 都 度
② 自動化機器	110	〃

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項目	細目		
	③インターネットバンキング	無料	
	(9) 定時定額自動振替		
	①定時自動集金手数料 (1件)	110	取引の都度
	②定時自動送金手数料		
	同一店舗宛	220	〃
	本支所宛	550	〃
	県内、県外系統宛	550	〃
	他行宛	770	〃
	(10) インターネットバンキングサービス利用料		
	(1契約)	無料	
	(11) 法人J Aネットバンクサービス月額利用料		
	(1契約・月額)		
	①基本サービス (照会・振込サービス)	1,100	毎月20日
	②基本サービス+データ伝送サービス	3,300	〃
	(12) 貯金ネット手数料		
	下表のとおり	下表のとおり	ネット取引の都度 (単位: 円)

曜日	時間帯	同一農協内取引 県内農協相互間 系統全国ネット		ゆうちょ銀行 提携ネット (注1)		業態間提携ネット			セブン・ ローソン・ イーネット ATM提携 (注2)
		入金	出金	入金	出金	JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	以外	
平日	8:00 ~ 8:45	無料	無料	無料	220	無料	110	220	220
	8:45 ~ 18:00				110		無料	110	110
	18:00 ~ 23:00				220		110	220	220
土曜日	8:00 ~ 9:00				220		110	220	220
	9:00 ~ 14:00				110		110	220	110
	14:00 ~ 21:00				220		110	220	220
日曜日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	220
祝日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	220
年末日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	220

曜日	時間帯	ATM振込 (注3)		
		JFマリン	他県 カード	他行 カード
		出金	出金	出金
平日	8:00 ~ 8:45	無料	無料	220
	8:45 ~ 18:00			110
	18:00 ~ 23:00			220
土曜日	8:00 ~ 9:00			220
	9:00 ~ 14:00			220
	14:00 ~ 21:00			220
日曜日	8:00 ~ 21:00			220
祝日	8:00 ~ 21:00			220
年末日	8:00 ~ 21:00			220

(注1) ゆうちょ銀行提携の貯金ネット手数料は、当組合の顧客が、ゆうちょ銀行のCD・ATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注2) セブン・ローソン・イーネットATM提携の貯金ネット手数料は、当組合の顧客がセブン・ローソン・イーネット提携ATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注3) JFマリンカード・他県カード・他行カードを利用して振込を行う際の「出金」手数料であり、この出金手数料とは別に振込手数料が発生します。

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項目	細目		
	(13)振込入金通帳発行手数料 (14)地方自治体向けサービス・ADP 月額利用料 従量割り手数料	3,850 16,500 1件当たり3円 加算	1冊発行の都度 毎月20日 取引の都度
4. 内国為替事務	(1) 為替手数料 下表のとおり	下表のとおり	為替取引の都度

		当組合本・支所あて (系統機関あても含む)		他金融機関あて	
振込手数料	窓口利用	同一店舗	1件につき 330円	電信扱い	1件につき 880円
		他店舗、他JA、系統	1件につき 550円	文書扱い	1件につき 990円
	機械利用 (注2)	当組合カード	1件につき 440円	電信扱い	1件につき 660円
		他県・JFマリンカード	1件につき 440円	電信扱い	1件につき 660円
		他行カード	1件につき 550円	電信扱い	1件につき 770円
	個人IB	同一店舗	無料	1件につき 440円	
		他店舗、他JA、系統	1件につき 330円		
	法人IB	同一店舗	無料	1件につき 550円	
		他店舗、他JA、系統	1件につき 330円		
	ADP	同一店舗	無料	1件につき 550円	
		他店舗、他JA、系統	1件につき 330円		
代金取立手数料 (隔地間)		1通につき	660円	普通扱い	1通につき 1,100円
		○振込の組戻料 1件につき 1,100円 ○不渡手形返却料 1通につき 1,100円 ○取立手形組戻料 1通につき 1,100円 ○取立手形店頭呈示料 1通につき 1,100円 ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。 ○離島回金料 無料			

(注1) 視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用（自動化機器）と同額とする。

(注2) 機械利用とは定時定額送金契約による振込、自動化機器による振込等をいう。

5. 国債等 窓販事務	(1)保護預り手数料 国債証券等の保護預り口座管理手数料	1口座につき 1か月あたり 110	毎年4月
----------------	---------------------------------	-------------------------	------

取 扱 手 数 料 項 目		手 数 料 金 額 (円)	徴 収 方 法
項 目	細 目		
6. 投資信託 窓販事務	(1) 販売手数料	目論見書の定め による	販 売 の 都 度
	(2) 解約手数料	〃	解 約 の 都 度
7. 両替事務	(1) 両替手数料・金種指定払戻手数料 ・取扱枚数（硬貨・紙幣合算）		
	① 1枚～20枚	無 料	取 引 の 都 度
	② 21枚～1,000枚	550	〃
	③ 1,001枚～2,000枚	1,100	〃
	④ 2,001枚以上1,000枚毎 (注1) 損券・損貨・記念硬貨の両替も対象とする。 (注2) 両替・金種指定払戻に新券を指定した場合、 その枚数を含む。	+550	〃
8. 硬貨入金取扱 事務	(1) 硬貨入金取扱手数料 ・取扱枚数		
	① 1枚～50枚	無 料	取 引 の 都 度
	② 51枚～1,000枚	550	〃
	④ 1,001枚～2,000枚	1,100	〃
	⑤ 2,001枚以上1,000枚毎	+550	〃
9. 取引履歴発行 事務	依頼日より遡って5年以内	1,100	取 引 の 都 度
	依頼日より遡って5年超10年以内 ※コピー代（1枚10円）及び郵送料は別途算出 (但し税務署、地公体等は別途)	2,200	〃
10. 株式払込金 等受入事務	(1) 一般払込手数料	「株式払込金取 扱手数料率」の とおり	払 込 の 都 度
	(2) 一括取扱手数料		〃
11. その他	(1) 相対契約によるその他の項目	個別契約による	個 別 契 約 に よ る
	(2) 媒体持込手数料 口座振替（振込）、総合振込、給与／賞与振込のため の媒体持込 ・磁気記録媒体（CD、DVD） ・帳票（紙ベースの媒体）	5,500	受 付 の 都 度
	(3) 未利用口座管理手数料	1,320	毎年10月の第3土曜日

・ 上記手数料には消費税を含む。

○貯金商品一覧表

		商 品 内 容		
		預け入れ金額	預け入れ期間	特 徴
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金	1 円以上	制限なし	会社や個人事業主の皆様の手形、小切手の決済口座用
	普 通 貯 金	1 円以上	制限なし	給与や年金等の自動受取や、公共料金の自動支払い口座用 キャッシュカードでのお取引や、サイフがわりに安全・確実な口座
	普 通 貯 金 (無利息型)			
	納 税 準 備 貯 金	1 円以上	制限なし	納税資金の準備口座
	貯 蓄 貯 金	1 円以上	制限なし	金額階層の利率を適用する変動金利型商品
	通 知 貯 金	5 万円以上	7 日以上	一週間後にご自由に解約可能な貯金
定 期 性 貯 金	期 日 指 定 定 期	1 円以上 300万円未満	1 年以上 3 年以下	個人の方だけにご利用いただける 1 年複利定期 1 年の据置期間経過後は、貯金者の指定する日を満期日とする貯金
	据 置 定 期	1 円以上 1,000万円未満	6 か月以上 5 年以下	個人の方だけにご利用いただける 1 年複利定期 6 か月の据置期間経過後は、貯金者の指定する日を満期日とする貯金
	ス ー パ ー 定 期 M 型	1 円以上	定型 1, 3, 6 か月 1, 2, 3, 4, 5 年 期日指定型	1 か月から 5 年までの預け入れ期間が選択できる定期貯金 3 年もの、4 年もの、5 年ものは半年複利の商品
	大 口 定 期	1,000万円以上	同 上	1,000万円以上のお預け入れの定期貯金
	変 動 金 利 定 期	1 円以上	3 年	ご契約日から半年毎に、金利が自動的に見直される便利な定期貯金 預け入れ期間は 3 年のみ
	譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1,000万円以上	7 日以上5年未満	1,000万円以上からお預け入れできる商品 期間内に他に譲渡し換金可能
定 期 積 金		1 回当たり 1,000円以上	最低 6 か月 最長10年	集金付のお客様の資産形成をお手伝いする便利な貯蓄商品 教育、住宅、旅行等の準備資金
定 期 積 金 (満期分散式)		1 個別口当たり 1 回につき 1,000円以上	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 年	掛金を満期日に合わせ親定積、子定積でもって毎月同額の掛金を掛 込むことによって、契約期間中最低 2 度以上満期日が到来する商品
定 期 積 金 (逓 増 式)		1 回当たり		掛金を毎月一定金額掛込みますが、契約期間中年単位で掛金を増額 できる商品
定 期 積 金 (逓 減 式)		1,000円以上		掛金を毎月一定金額掛込みますが、契約期間中年単位で掛金を減額 できる商品
組 み 合 わ せ 商 品	総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を 1 冊の通帳にセットした、便利で有利な組み合わせ商品です。 普通貯金の残高が不足しても定期貯金の掛込残高の 90% (最高200万円) まで自動的にご融資いた します。		
	積 立 式 定 期 貯 金	毎月一定額をスーパー定期や期日指定定期貯金としてお預かりし、契約期間終了後に一括して受取 できる商品です。 口座振替による自動積立により、コツコツ貯めて大きな夢の実現にご利用いただけます。		
	財 形 貯 金	毎月の給料 (ボーナス) から一定額を天引きで積み立てる勤労者向けの有利な貯蓄商品です。 種類は「一般」、「年金」、「住宅」の 3 種類があり、「年金」と「住宅」は利子非課税制度 (1 人 550 万円まで) の適用を受けることができます。		

○貸出商品一覧表

資金の種類	融 資 限 度	融 資 期 間	資 金 の 内 容
アグリマイティー 資金	組員・農業者等、 事業費の範囲内	10年以内（但し、対象事 業に応じ最長20年以内）	生産・担い手・加工・流通・販売に必要な資金 及び地域の活性化・振興を支援するための設 備・運転資金
地域振興資金	必要額	1年以上15年以内	地域社会の発展に寄与するために地域振興に要 する資金
中核農家・後継者 育成資金	5,000万円	1年以上20年以内	農地取得・規模拡大・農舎・農機・教育・研修・ 結婚等に必要な資金
組員事業資金	10,000万円	1年以上15年以内	設備資金・運転資金
中小企業事業 資金	10,000万円	1年以上15年以内	運転資金及び設備資金等事業運営に必要な資金
住宅ローン	10,000万円	3年以上50年以内	住宅の新築・借換資金、住宅・宅地の購入 資金
リフォームローン	2,000万円	6か月以上20年以内	住宅の増改築・改装・補修資金、住宅に付帯す る施設等の住宅関連設備資金
賃貸住宅ローン (組員の方)	40,000万円	1年以上30年以内	賃貸住宅（含店舗併用住宅）の建設、増改築及 び補改修に要する資金
農泊ローン	5,000万円	1年以上30年以内	農泊事業に使用するための増改築・改装・補修、 農泊施設の新築等および関連設備の設置など
教育ローン (一般型)	1,000万円	6か月以上15年以内	進学者の入学金・授業料及び下宿代など、進学に 要する一切の資金
教育ローン (カード型)	極度額 700万円	契約期間 1 年間 (自動更新)	同上(教育ローン(一般型)と併用も可能)
マイカーローン	1,000万円	6か月以上15年以内	乗用車・貨物自動車の取得資金 点検・修理・車検・共済掛金等諸費用 オートバイ購入、他社借換資金、免許取得費用 車庫の購入・新築（1,000千円以内）
営農ローン (組員の方)	極度額 500万円	契約期間 1 年間 (自動更新)	営農及び生活に必要な資金
カードローン (約定返済型)	極度額 300万円	契約期間 1 年間 (自動更新)	生活に必要な一切の資金（70歳迄）
給振・財形ローン	200万円	1年以上5年以内	生活に必要な一切の資金 (但し、年収の50%以内)
福祉リフォーム ローン	500万円	1年以上10年以内	高齢者や障害者が住みやすい住宅にリフォーム するために必要な資金
福祉介護ローン	500万円	6か月以上10年以内	介護用機器の購入資金 医療費・介護施設の入所費などに必要な資金
アグリスーパー 資金	品目横断的経営安定対策 の交付金相当額と安定対 策対象品目の販売代金相 当額の合計額の範囲内	契約期間 1 年以内 1 年毎に別途更新手続 を行う	品目横断的経営安定対策としての短期運転資金
担い手応援 ローン	極度額 3,000万円	契約期間 1 年間 (自動更新)	農業生産・経営に必要な短期の運転資金
J A農機ハウス ローン	1,800万円	1年以上10年以内	農業機械・ハウス施設等の取得資金
多目的ローン	1,000万円	6か月以上10年以内	生活に必要な一切の資金 (資金使途所要金額が見積書等で確認できること)
フリーローン	500万円	6か月以上10年以内	生活に必要な一切の資金

注) 介護ローンの貸付要領の詳細は、別に定める「介護ローンに関する取扱の手引」による。

〔共済事業〕

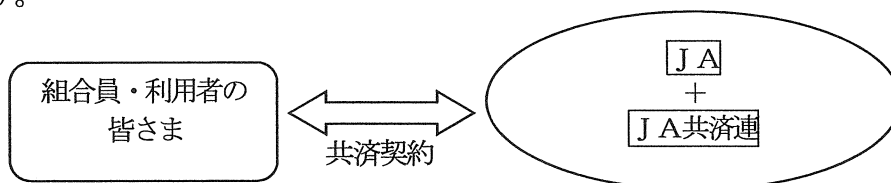
J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇J A共済の仕組み

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。

J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：J A共済の窓口です。

J A共済連：J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。当J A管内において生産された米、野菜、果樹等を「さがえ西村山ブランド」として市場等に出荷、販売をしています。「地産地消」の取り組みとして、アグリランド産直センター・アグリランド東部産直センター・アグリランドひな産直センター・アグリランドkokocherry店などの産直施設での販売や学校給食に提供するなど、管内でとれた新鮮な農産物を地元消費者に提供しています。

さらに、特販事業では季節ごとの農産物ギフト商品（宅配便）として、全国の消費者にお届けしています。

◇購買事業

J Aアグリ店・営農生活センター購買店舗（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や果実、野菜等を出荷している農家向けの商品だけではなく、家庭菜園向けの商品も取り揃えています。J Aアグリ寒河江店には営農相談コーナーを設け、営農指導員が営農や園芸に関するアドバイスも行っています。

〔営農・生活相談事業〕

- ◇営農指導相談
- ◇くらしの相談
- ◇健康づくり
- ◇高齢者福祉活動

〔生活関連事業〕

- ◇介護保険事業
- ◇冠婚葬祭事業
- ◇店舗事業

など。

2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

12. 経営資料

○決算の状況

1) 貸借対照表（2事業年度分）

（単位：千円）

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
資 産 の 部			負 債 の 部		
1. 信用事業資産	123,357,796	120,886,202	1. 信用事業負債	127,502,744	124,666,861
(1) 現金	513,633	604,931	(1) 貯 金	126,997,583	124,218,380
(2) 預 金	87,688,691	82,308,194	(2) 借 入 金	5,844	2,374
系統預金	87,219,526	82,078,509	(3) その他信用事業負債	473,328	423,959
系統外預金	469,165	229,685	未払費用	13,693	13,623
(3) 有価証券	11,247,551	13,129,240	その他の負債	459,635	410,336
国 債	5,402,291	7,856,440	(4) 債務保証	25,989	22,148
地方債	1,720,360	1,500,590	2. 共済事業負債	528,723	521,759
政府保証債	1,572,440	1,565,220	(1) 共済資金	238,947	227,251
社 債	2,552,460	2,206,990	(2) 未経過共済付加収入	287,351	292,931
(4) 貸出金	23,572,304	24,419,798	(3) 共済未払費用	2,425	1,577
(5) その他の信用事業資産	493,109	517,012	3. 経済事業負債	456,508	340,346
未収収益	471,792	479,750	(1) 経済事業未払金	211,009	136,353
その他の資産	21,317	37,262	(2) 経済受託債務	233,963	191,420
(6) 債務保証見返	25,989	22,148	(3) その他の経済事業負債	11,536	12,573
(7) 貸倒引当金	△ 183,481	△ 115,121	4. 雑 負 債	367,766	538,261
2. 共済事業資産	310	559	(1) 未払法人税等	7,773	42,973
(1) その他の共済事業資産	310	559	(2) リース債務	6,957	4,638
3. 経済事業資産	2,515,885	2,476,532	(3) 資産除去債務	23,528	23,528
(1) 経済事業未収金	540,755	510,877	(4) その他の負債	329,508	467,122
(2) 経済受託債権	1,180,903	1,182,293	5. 諸 引 当 金	1,056,893	986,986
(3) 棚卸資産	731,606	763,507	(1) 賞与引当金	78,100	80,900
購 買 品	659,599	698,419	(2) 退職給付引当金	659,823	617,004
その他の棚卸資産	72,007	65,088	(3) 役員退職慰労引当金	41,459	48,648
(4) その他の経済事業資産	102,397	63,416	(4) 特例業務負担金引当金	277,511	240,434
(5) 貸倒引当金	△ 39,776	△ 43,561	負債の部合計	129,912,634	127,054,213
4. 雑 資 産	406,872	282,686	純 資 産 の 部		
(1) 雑 資 産	407,637	283,452	1. 組合員資本	10,063,230	10,200,945
(2) 貸倒引当金	△ 765	△ 766	(1) 出 資 金	3,596,118	3,550,704
5. 固 定 資 産	3,835,003	3,632,479	(2) 資本準備金	104,984	104,984
(1) 有形固定資産	3,828,840	3,616,195	(3) 利益剰余金	6,402,652	6,580,762
建 物	6,203,226	6,144,941	利益準備金	2,091,975	2,141,975
機 械 装 置	1,283,125	1,283,795	その他利益剰余金	4,310,677	4,438,787
土 地	2,190,646	2,169,003	特別積立金	2,728,553	2,778,553
リース資産	16,232	16,232	農業経営支援積立金	230,000	234,000
建設仮勘定	1,080	-	農業関連施設整備積立金	200,000	300,000
その他の有形固定資産	1,856,559	1,797,306	健康福祉事業積立金	30,000	30,000
減価償却累計額	△ 7,722,028	△ 7,795,082	生活関連施設建設積立金	80,000	76,000
(2) 無形固定資産	6,163	16,284	経営安定対策積立金	213,000	117,000
6. 外 部 出 資	8,772,568	8,772,568	事業基盤強化積立金	70,000	170,000
(1) 外 部 出 資	8,772,568	8,772,568	当期末処分剰余金	759,124	733,234
系統出資	8,409,216	8,409,216	(うち当期剰余金)	(200,648)	(323,926)
系統外出資	285,002	285,002	(4) 処分未済持分	△ 40,524	△ 35,505
子会社等出資	78,350	78,350	2. 評価・換算差額等	△ 737,073	△ 951,230
7. 繰延税金資産	350,357	252,902	(1) その他有価証券評価差額金	△ 737,073	△ 951,230
			純資産の部合計	9,326,157	9,249,715
資産の部合計	139,238,791	136,303,928	負債及び純資産の部合計	139,238,791	136,303,928

2) 損益計算書 (2事業年度分)

(単位: 千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 事業総利益	2,903,827	3,220,629
事業収益	8,546,148	8,567,167
事業費用	5,642,321	5,346,538
(1) 信用事業収益	875,381	912,365
資金運用収益	812,943	801,387
(うち預金利息)	(381,639)	(381,207)
(うち有価証券利息)	(81,176)	(99,260)
(うち貸出金利息)	(306,673)	(313,958)
(うちその他受入利息)	(43,455)	(6,962)
役務取引等収益	48,746	48,076
その他事業直接収益	-	30,586
その他経常収益	13,692	32,316
(2) 信用事業費用	175,782	113,014
資金調達費用	8,778	7,775
(うち貯金利息)	(8,529)	(7,602)
(うち給付補てん備金繰入)	(222)	(171)
(うち借入金利息)	(27)	(2)
その他経常費用	167,004	105,239
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 5,832)	(△ 68,360)
信用事業総利益	699,599	799,351
(3) 共済事業収益	793,752	775,356
共済付加収入	735,862	728,734
その他の収益	57,890	46,622
(4) 共済事業費用	52,533	48,131
共済推進費	33,540	28,466
共済保全費	12,261	11,057
その他の費用	6,732	8,608
共済事業総利益	741,219	727,225
(5) 購買事業収益	3,470,294	3,502,466
購買品供給高	3,216,694	3,243,826
購買手数料	89,622	91,767
修理サービス料	41,990	41,936
その他の収益	121,988	124,937
(6) 購買事業費用	2,794,176	2,706,456
購買品供給原価	2,582,398	2,490,683
購買品供給費	77,353	75,643
修理サービス費	7,095	7,038
その他の費用	127,330	133,092
(うち貸倒引当金繰入)	(967)	(3,937)
(うち貸出金償却)	(196)	(-)
購買事業総利益	676,118	796,010
(7) 販売事業収益	310,286	390,147
販売手数料	237,115	326,618
その他の収益	73,171	63,529
(8) 販売事業費用	66,595	60,564
(うち貸倒引当金繰入)	(161)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 151)
販売事業総利益	243,691	329,583
(9) 特販事業収益	1,606,454	1,385,173
販売品販売高	1,547,574	1,315,302
その他の収益	58,880	69,871
(10) 特販事業費用	1,469,840	1,259,256
販売品販売原価	1,373,679	1,176,589
販売費	16,832	20,797
その他の費用	79,329	61,870
特販事業総利益	136,614	125,917
(11) 保管事業収益	55,191	62,224
(12) 保管事業費用	9,584	9,621
保管事業総利益	45,607	52,603
(13) 加工事業収益	98,003	98,832
(14) 加工事業費用	69,483	65,538
加工事業総利益	28,520	33,294
(15) 営農利用事業収益	118,535	112,484
(16) 営農利用事業費用	69,860	65,984
営農利用事業総利益	48,675	46,500

科 目	令和4年度	令和5年度
(17) 生活利用事業収益	5,152	5,860
(18) 生活利用事業費用	538	626
生活利用事業総利益	4,614	5,234
(19) 旅行事業収益	3,499	7,844
(20) 旅行事業費用	352	529
旅行事業総利益	3,147	7,315
(21) 観光農業事業収益	8,609	7,022
(22) 観光農業事業費用	1,679	1,341
観光農業事業総利益	6,930	5,681
(23) 農地利用集積円滑化事業収益	-	-
(24) 農地利用集積円滑化事業費用	-	-
農地利用集積円滑化事業総利益	-	-
(25) 友遊館事業収益	20,500	23,842
(26) 友遊館事業費用	16,088	20,405
友遊館事業総利益	4,412	3,437
(27) 福祉介護事業収益	294,382	306,010
(28) 福祉介護事業費用	91,525	92,834
福祉介護事業総利益	202,857	213,176
(29) 産直事業収益	867,863	958,734
(30) 産直事業費用	736,889	808,576
産直事業総利益	130,974	150,158
(31) その他事業収益	2,601	1,888
(32) その他事業費用	40	37
その他事業総利益	2,561	1,851
(33) 指導事業収入	15,646	16,920
(34) 指導事業支出	87,357	93,626
指導事業収支差額	△ 71,711	△ 76,706
2. 事業管理費	2,889,739	2,902,016
(1) 人件費	2,249,739	2,226,653
(2) 業務費	99,531	123,934
(3) 諸税負担金	107,100	108,981
(4) 施設費	419,161	427,071
(5) その他事業管理費	14,208	15,377
事業利益	14,088	318,613
3. 事業外収益	279,755	273,325
(1) 受取雑利息	448	578
(2) 受取出資配当金	138,415	138,820
(3) 貸貸料	113,194	106,472
(4) 雑収入	27,698	27,455
4. 事業外費用	16,283	9,846
(1) 寄付金	122	72
(2) 雑損失	4,137	64
(3) 貸与資産償却費	12,024	9,710
経常利益	277,560	582,092
5. 特別利益	607,500	258
(1) 固定資産処分益	-	258
(2) 一般補助金	607,500	-
6. 特別損失	621,367	97,009
(1) 固定資産処分損	4,895	25,822
(2) 固定資産圧縮損	607,500	-
(3) 減損損失	8,972	71,187
税引前当期利益	263,693	485,341
法人税、住民税及び事業税	8,726	69,347
過年度法人税等還付税額	-	△ 1,494
法人税等調整額	54,319	93,562
法人税等合計	63,045	161,415
当期剰余金	200,648	323,926
当期首繰越剰余金	191,476	186,308
農業経営支援積立金取崩額	20,000	16,000
農業関連施設整備積立金取崩額	300,000	-
生活関連施設建設積立金取崩額	20,000	24,000
経営安定対策積立金取崩額	27,000	183,000
当期末処分剰余金	759,124	733,234

注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3) 注 記 表

令和4年度

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） その他一般購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 ① 建物（建物付属設備を除く） (イ) 平成10年3月31日以前に取得したもの 定率法を採用しています。 (ロ) 平成10年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。 ② 建物付属設備・構築物 (イ) 平成28年3月31日以前に取得したもの 定率法を採用しています。 (ロ) 平成28年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。 ③ 機械設備・車両運搬具・器具備品 定率法を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 (2) 無形固定資産 残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により償却しています。
4. 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。 過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 特例業務負担金引当金 旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和5年2月末現在における令和4年3月31日までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準	当組合は「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (5) 利用事業 ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 福祉介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。 7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	
【会計方針の変更に関する注記】	
1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 (1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスは利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引には、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適応した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、当事業年度の事業収益が948,214千円、事業費用が948,214千円それぞれ減少しています。また、事業利益、経常利益及び税引前当期利益ならびに期首の利益剰余金への影響はありません。 2. 時価の算定に関する会計基準等の変更 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から運用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	
【会計上の見積りに関する注記】	
1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当期の計算書類に計上した金額 362,988千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得見積りについては、令和2年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 8,972千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和2年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 224,022千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債権者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
【貸借対照表に関する注記】	
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,445,129千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 2,402,857千円 構築物 254,102千円 機械装置 1,518,461千円 車両運搬具 10,387千円 器具備品 95,731千円 土地 163,591千円 2. 担保に供している資産 定期預金のうち、12,660,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000千円を為替決済の担保に、152,500千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。 3. 子会社に対する金銭債権・債務の総額 子会社に対する金銭債権の総額は249,149千円です。	

子会社に対する金銭債務の総額は398,397千円です。

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額
 理事、監事に対する金銭債権はありません。
 理事、監事に対する金銭債務はありません。
 なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記
 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は21,939千円、危険債権額は282,733千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
 債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権額はあります。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は304,672千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

【損益計算書に関する注記】

1. 子会社との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額 127,650千円
 うち事業取引高 23,912千円 うち事業取引以外の取引高 103,738千円
 (2) 子会社との取引による費用総額 99,172千円
 うち事業取引高 9,597千円 うち事業取引以外の取引高 89,575千円

2. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の相関関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共有資産として取り扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
健康福祉センター	介護福祉施設	無形固定資産
チェリーランド店	店舗	器具備品
東部産直センター	店舗	建物・構築物・器具備品 無形固定資産・土地
旧西五百川支所	遊休資産	建物

(2) 減損損失の認識に至った経緯

健康福祉センター・チェリーランド店・東部産直センターは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識しました。

旧西五百川支所は令和5年度に建物の解体を計画しており、減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

健康福祉センター 219千円 (無形固定資産 219千円)
 チェリーランド店 560千円 (器具備品 560千円)
 東部産直センター 5,173千円 (建物 1,488千円、構築物 202千円、器具備品 534千円、無形固定資産 115千円、土地 2,834千円)

旧西五百川支所 3,020千円 (建物 3,020千円)
 合 計 8,972千円 (建物 4,508千円、構築物 202千円、器具備品 1,094千円、無形固定資産 334千円、土地 2,834千円) (4) 回収可能価額の算定方法

健康福祉センター・チェリーランド店・東部産直センターの固定資産の回収可能額は正味売却価格を採用しています。

なお、東部産直センターは不動産鑑定評価により評価しています。

旧西五百川支所は令和5年度に解体を予定していることから、備忘価格まで減損しています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスク管理に係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合に、経済価値が132,687千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	87,688,691	87,669,084	△19,607
有価証券			
満期保有目的の債券	499,431	552,600	53,169
その他有価証券	10,748,120	10,748,120	-
貸出金	23,572,304		
貸倒引当金（※1）	183,481		
貸倒引当金控除後	23,388,823	23,490,275	101,452
経済事業未収金	540,755		
経済受託債権	1,180,903		
貸倒引当金（※1）	39,776		
貸倒引当金控除後	1,681,882	1,681,882	-
資 産 計	124,006,947	124,141,961	135,014
貯金	126,997,583	126,942,448	△55,135
負 債 計	126,997,583	126,942,448	△55,135

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,772,568

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	87,688,691	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	11,500,000
貸出金（※1、2）	2,568,428	1,628,230	1,476,477	1,362,922	1,186,601	15,193,491
経済事業未収金（※3）	501,687	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,180,903	-	-	-	-	-
合 計	91,939,709	1,628,230	1,476,477	1,362,922	1,186,601	27,193,491

(※1) 貸出金のうち、当座貸越566,899千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等156,155千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等39,067千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	117,064,221	4,724,520	4,152,212	867,647	182,361	6,622

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	499,431	552,600	53,169
合 計		499,431	552,600	53,169

(※) 時価額が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額 (※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国債 203,084	206,920	3,836
	地方債 300,000	313,250	13,250
	社債 800,000	825,540	25,540
	小計 1,303,084	1,345,710	42,626
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国債 5,071,821	4,695,940	△375,881
	地方債 1,499,619	1,407,110	△92,509
	政府保証債 1,699,961	1,572,440	△127,521
	社債 1,898,918	1,726,920	△171,998
	小計 10,170,319	9,402,410	△767,909
合 計	11,473,403	10,748,120	△725,283

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債 11,790 千円を差し引いた額△737,073 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当期中に売却したその他有価証券
当期中に売却したその他有価証券はありません。
4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券
当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
5. 当期中に減損処理した有価証券
当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度（DB）及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務 1,245,147 千円
勤務費用 68,385 千円
利息費用 4,604 千円
数理計算上の差異の当期発生額 △58,070 千円
退職給付の支払額 △153,496 千円
期末における退職給付債務 1,106,570 千円
3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
期首における年金資産 確定給付型年金制度（DB） 540,188 千円
特定退職金共済制度 30,310 千円
期待運用収益 5,705 千円
数理計算上の差異の当期発生額 △396 千円
確定給付型年金制度への拠出金 23,592 千円
特定退職金共済制度への拠出金 1,612 千円
退職給付の支払額 △63,972 千円
期末における年金資産 確定給付型年金制度（DB） 511,478 千円
特定退職金共済制度 25,561 千円
4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 1,106,570 千円
年金資産 確定給付型年金制度（DB） 511,478 千円
特定退職金共済制度 25,561 千円
未積立退職給付債務 569,531 千円
未認識数理計算上の差異 90,292 千円
貸借対照表計上額純額 659,823 千円
退職給付引当金 659,823 千円
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用 68,385 千円
利息費用 4,604 千円
期待運用収益 △5,705 千円
数理計算上の差異の費用処理額 △4,866 千円
合計 62,418 千円
6. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
(1) 確定給付型年金制度（DB）
一般勘定 100%
(2) 特定退職金共済制度
債券 64%
年金保険投資 28%
現金及び預金 4%
その他 4%
合計 100%
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 「△0.15%～1.53%」
長期期待運用収益率 1.0%
過去勤務費用の処理年数 10年
数理計算上の差異の処理年数 10年
9. 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（有続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 30,552 千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和4年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、317,174 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳
繰延税金資産
貸倒引当金超過額 40,985 千円
退職給付引当金否認額 182,507 千円
特例業務負担金引当金否認額 76,760 千円
役員退職慰労引当金否認額 11,468 千円
賞与引当金否認額 21,603 千円
未払金・未払費用否認額 12,650 千円
減損損失否認額 86,609 千円

その他有価証券	212,403 千円
その他	17,557 千円
繰延税金資産小計	662,542 千円
評価性引当額	△299,554 千円
繰延税金資産合計 (A)	362,988 千円
繰延税金負債	
その他有価証券	△11,790 千円
その他	△841 千円
繰延税金負債 (B)	△12,631 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	350,357 千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.28%
住民税均等割額	2.02%
評価性引当額の増減	△3.03%
法人税額の特別控除	△0.21%
その他	3.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.91%

【賃貸等不動産に関する注記】		
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項		
当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。		
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)		
貸借対照表計上額	時	価
316,512		388,048
(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。		
(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。		
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。		

【収益認識に関する注記】	
「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	

令和5年度

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他一般購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物（建物付属設備を除く）
 - (イ) 平成10年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - (ロ) 平成10年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ② 建物付属設備・構築物
 - (イ) 平成28年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - (ロ) 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ③ 機械設備・車両運搬具・器具備品
定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - (2) 無形固定資産
残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法により償却しています。
4. 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際から費用処理することとしています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 特例業務負担金引当金
旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
当組合は「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
 - (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (2) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (3) 保管事業
組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - (4) 加工事業
組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - (5) 利用事業
リースセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (6) 福祉介護事業
要介護者を対象にしたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で

充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。 7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用については、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのうち、米については販売を「JAが行いプール計算を行う」「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	
【会計上の見積りに関する注記】	
1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当期の計算書類に計上した金額 269,418 千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得見積りにについては、令和5年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 71,187 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和5年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 159,448 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
【貸借対照表に関する注記】	
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,430,933 千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 2,398,682 千円 構築物 254,102 千円 機械装置 1,518,461 千円 車両運搬具 366 千円 器具備品 95,731 千円 土地 163,591 千円 2. 担保に供している資産 定期預金のうち、12,660,000 千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000 千円を為替決済の担保に、152,500 千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。 3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額は242,824 千円です。 子会社等に対する金銭債務の総額は303,191 千円です。 4. 役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権はありません。 理事、監事に対する金銭債務はありません。 なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。 5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は19,961 千円、危険債権額は239,933 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権額ははありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は259,894 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	

【損益計算書に関する注記】		
1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額		
(1) 子会社等との取引による収益総額	161,418 千円	
うち事業取引高	55,203 千円	うち事業取引以外の取引高 106,215 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	102,833 千円	
うち事業取引高	13,316 千円	うち事業取引以外の取引高 89,517 千円
2. 減損会計に関する注記		
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要		
管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の相関関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、移動販売車、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。 なお、令和5年度より実施している移動販売車については、管内中山間地域の高齢者世帯を対象として、生鮮食品をはじめとした生活必需品の販売に合わせ、見守り活動を実施するなど、営利獲得ではなく社会貢献的な事業であることから全体共用資産として取り扱っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。		
場 所	用 途	種 類
健康福祉センター	介護福祉施設	建物
チェリーランド店	店舗	器具備品
西川地区グループ	事務所他	建物・建物附属設備・構築物・機械装置 器具備品・無形固定資産・土地
旧醍醐支所	遊休資産	建物・土地
旧大谷支所	遊休資産	建物・土地
旧北谷地支所	遊休資産	建物・土地
(2) 減損損失の認識に至った経緯		
健康福祉センター・チェリーランド店・西川地区グループは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識しました。		
旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所は減損の兆候として、ふれあいセンターの営業終了後遊休施設となっており、今後の利活用計画も未定であることから、減損損失として認識しました。		
(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
健康福祉センター	415 千円 (建物 415 千円)	
チェリーランド店	1,685 千円 (器具備品 1,685 千円)	
西川地区グループ	30,849 千円 (建物 19,332 千円、建物附属設備 697 千円、構築物 69 千円、機械装置 1,695 千円、器具備品 1,280 千円、無形固定資産 787 千円、土地 6,989 千円)	
旧醍醐支所	6,449 千円 (建物 5,930 千円、土地 519 千円)	
旧大谷支所	15,630 千円 (建物 5,663 千円、土地 9,967 千円)	
旧北谷地支所	16,159 千円 (建物 10,791 千円、土地 5,368 千円)	
合 計	71,187 千円 (建物 42,131 千円、建物附属設備 697 千円、構築物 69 千円、機械装置 1,695 千円、器具備品 2,965 千円、無形固定資産 787 千円、土地 22,843 千円)	
(4) 回収可能価額の算定方法		
健康福祉センター・チェリーランド店の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。		
西川地区グループ・旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価額から直近解体費用実績を用いた解体金額を差引した数値を正味売却価額としております。		
【金融商品に関する注記】		
1. 金融商品の状況に関する事項		
(1) 金融商品に対する取組方針		
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。		
(2) 金融商品の内容及びそのリスク		
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。		
有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。		
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。		
(3) 金融商品に係るリスク管理体制		
①信用リスクの管理		
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準と厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。		
②市場リスクの管理		
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。		
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。		
(市場リスク管理に係る定量的情報)		
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。		
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。		
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合に、経済価値が560,019千円減少するものと把握しています。		
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。		
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。		
③資金調達に係る流動性リスクの管理		
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。		
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。		
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		
2. 金融商品の時価に関する事項		
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等		
当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。		

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	82,308,194	82,267,209	△40,985
有価証券			
その他有価証券	13,129,240	13,129,240	-
貸出金	24,419,798		
貸倒引当金(※1)	115,121		
貸倒引当金控除後	24,304,677	24,385,688	81,011
経済事業未収金	510,877		
経済受託債権	1,182,293		
貸倒引当金(※1、2)	43,561		
貸倒引当金控除後	1,138,732	1,138,732	-
資 産 計	121,391,720	121,431,746	40,026
貯金	124,218,380	124,144,667	△73,713
負 債 計	124,218,380	124,144,667	△73,713

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれてはいません。

	貸借対照表計上額
外部出資	8,772,568

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	82,308,194	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券の うち満期があるもの	-	-	-	-	-	14,100,000
貸出金(※1、2)	2,412,574	1,663,502	1,546,807	1,370,141	1,200,004	16,090,730
経済事業未収金(※3)	468,552	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,182,293	-	-	-	-	-
合 計	86,371,613	1,663,502	1,546,807	1,370,141	1,200,004	30,190,730

(※1) 貸出金のうち、当座貸越569,046千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等136,040千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等42,325千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	117,186,898	3,687,994	2,456,791	185,678	694,546	6,473

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券はありません。

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国債	699,268	750,240	50,972
	地方債	99,981	100,810	829
	社債	200,000	204,900	4,900
	小計	999,249	1,055,950	56,701
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国債	7,666,940	7,106,200	△560,740
	地方債	1,499,644	1,399,780	△99,864
	政府保証債	1,699,963	1,565,220	△134,743
	社債	2,198,990	2,002,090	△196,900
	小計	13,065,537	12,073,290	△992,247
合 計		14,064,786	13,129,240	△935,546

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債15,684千円を差し引いた額△951,230千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当期中に売却したその他有価証券 (単位：千円)
- | | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|---------|--------|-----|
| 地方債 | 209,388 | 9,388 | - |
| 社債 | 721,198 | 21,198 | - |
| 合 計 | 930,586 | 30,586 | - |
4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券
従来、満期保有目的で保有していた国債（取得原価または償却減価 499,506 千円）をその他有価証券に変更しております。これは、今後見込まれる大口融資入札に応じるため、令和6年3月に売却したことに基づくものです。この変更により有価証券が 48,394 千円増加し、繰延税金資産が 13,386 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 35,008 千円増加しています。
5. 当期中に減損処理した有価証券
当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度（DB）及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | 期首における退職給付債務 | 1,106,570 千円 |
|----------------|--------------|
| 勤務費用 | 60,908 千円 |
| 利息費用 | 8,422 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △58,720 千円 |
| 退職給付の支払額 | △123,088 千円 |
| 期末における退職給付債務 | 994,092 千円 |
3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | 期首における年金資産 | 確定給付型年金制度（DB） | 25,561 千円 |
|----------------|---------------|-------------|
| 特定退職金共済制度 | | 5,371 千円 |
| 期待運用収益 | | △302 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | | 21,541 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | | 1,440 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | | △49,490 千円 |
| 退職給付の支払額 | | 491,223 千円 |
| 期末における年金資産 | 確定給付型年金制度（DB） | 24,376 千円 |
| 特定退職金共済制度 | | △491,223 千円 |
4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | 退職給付債務 | 994,092 千円 |
|---------------|-------------|
| 年金資産 | △491,223 千円 |
| 確定給付型年金制度（DB） | △24,376 千円 |
| 特定退職金共済制度 | 478,493 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 138,511 千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 617,004 千円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 617,004 千円 |
| 退職給付引当金 | |
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|------------|
| 勤務費用 | 60,908 千円 |
| 利息費用 | 8,422 千円 |
| 期待運用収益 | △5,370 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △10,200 千円 |
| 合計 | 53,760 千円 |
6. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- (1) 確定給付型年金制度（DB）
一般勘定 100%
- (2) 特定退職金共済制度
債券 64%
年金保険投資 28%
現金及び預金 3%
その他 5%
合計 100%
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 「△0.13%～2.09%」
長期期待運用収益率 1.0%
過去勤務費用の処理年数 10年
数理計算上の差異の処理年数 10年
9. 特例業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 29,744 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。
なお、同組合より示された令和5年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、268,536 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	22,874 千円
退職給付引当金否認額	170,663 千円
特例業務負担金引当金否認額	66,504 千円
役員退職慰労引当金否認額	13,456 千円
賞与引当金否認額	22,377 千円
未払金・未払費用否認額	20,341 千円
減損損失否認額	101,284 千円
その他有価証券	274,456 千円
その他	18,267 千円
繰延税金資産小計	710,222 千円
評価性引当額	△440,804 千円
繰延税金資産合計（A）	269,418 千円
繰延税金負債	
その他有価証券	△15,684 千円
その他	△832 千円
繰延税金負債（B）	△16,516 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	252,902 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.96%
事業分派配当等の損金に算入される項目	△6.29%
住民税均等割額	1.10%
評価性引当額の増減	16.32%
法人税額の特別控除	△2.02%
過年度法人税、住民税及び事業税等	△0.31%
その他	△0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.26%
【賃貸等不動産に関する注記】	
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項	
当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。	
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)	
貸借対照表計上額	時 価
299,587	377,511
(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。	
(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。	
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。	
【収益認識に関する注記】	
「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	

4) 剰余金処分計算書（2事業年度分）

（単位：千円）

項 目	令和4年度	令和5年度
1. 当期末処分剰余金	759,124	733,234
2. 剰余金処分額	572,816	536,348
（1）利益準備金	50,000	70,000
（2）任意積立金	377,000	253,000
（特 別 積 立 金）	（ 50,000）	（ 50,000）
（農業経営支援積立金）	（ 20,000）	（ 16,000）
（農業関連施設整備積立金）	（ 100,000）	（ 50,000）
（健康福祉事業積立金）	（ - ）	（ 20,000）
（生活関連施設建設積立金）	（ 20,000）	（ 24,000）
（経営安定対策積立金）	（ 87,000）	（ 63,000）
（事業基盤強化積立金）	（ 100,000）	（ 30,000）
（3）出資配当金	35,472	69,639
（4）事業分量配当金	110,344	143,709
3. 次期繰越剰余金	186,308	196,886

注1) 出資配当金は 令和4年度 年1.0%、令和5年度 年1.0%を基本配当に、1.0%の合併30周年記念配当を加え、年2.0%の割合で計算しております。なお、期中の増減については日数割で計算しています。

注2) 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。なお、配当金額には10%の消費税が含まれています。

（単位：千円）

事業分量配当の基準（項目）	計算根拠及び率	配当金額（税込）
米 販 売 数 量	JA米うるち全品種の販売数量1袋（30kg）に対し200円	56,428
肥 料 ・ 農 薬 供 給 高	肥料・農薬供給金額に対し各々7%	78,741
飼 料 供 給 高	飼料供給金額に対し1.5%	6,469
施 設 資 材 供 給 高	農ボリ供給金額に対し3%	2,071

注3) 任意積立金のうち、各目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準は別表のとおりです。

注4) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための教育情報資金として17,000千円が含まれております。

【別表】

（単位：千円）

種類	積立目的	当期積立額	累計積立額 （当期分含む）	積立目標額	取崩基準
農業経営支援積立金	農業の再生産、農業経営の体質強化により農家所得の向上を図ることを目的とする。	16,000	250,000	250,000	農家組合員に対して、資材費や利用料の還元等、農業経営に関する諸支援のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
農業関連施設整備積立金	農業振興と生産向上に関する農業関連施設の整備に資することを目的とする。	50,000	350,000	500,000	農業関連施設の整備に関して、10,000千円を超える修理費及び改良費等、または100,000千円を超える施設取得のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
健康福祉事業積立金	健康福祉に関する長期的かつ体系的な関連事業の整備に資することを目的とする。	20,000	50,000	100,000	健康福祉関連事業において、事業の拡充、機能性の向上等のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
生活関連施設建設積立金	生活関連施設の建設に資することを目的とする。	24,000	100,000	100,000	生活関連施設の建設のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
経営安定対策積立金	経営基盤に影響を与える将来的なリスク発生に備えることを目的とする。	63,000	180,000	300,000	会計基準（減損会計や資産除去債務会計、税効果会計等）への対応により生じた多額の負担や、固定資産の改修及び解体工事にかかる高額経費の支出等があった場合に当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
事業基盤強化積立金	新規事業の開発等組合が行う事業の改善発達のための支出や事業環境変動に伴う財務悪化に備えることを目的とする。	30,000	200,000	200,000	理事会が必要と認めた範囲内で当該相当額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。

5) 部門別損益計算書
(令和4年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,546,148	875,381	793,752	5,841,196	1,020,173	15,646	
事業費用 ②	5,642,321	175,782	52,533	4,755,130	571,519	87,357	
事業総利益 ③ (①-②)	2,903,827	699,599	741,219	1,086,066	448,654	△ 71,711	
事業管理費 ④	2,889,739	521,471	618,009	1,137,235	490,749	122,275	
うち減価償却費 ⑤	204,004	23,938	10,571	150,318	18,138	1,039	
うち人件費 ⑤'	2,249,739	404,913	526,873	799,910	414,621	103,422	
※うち共通管理費⑥		102,831	124,018	183,960	89,397	16,536	△ 516,742
うち減価償却費⑦		5,596	6,747	10,007	4,862	900	△ 28,112
うち人件費⑦'		55,250	66,633	98,838	48,031	8,884	△ 277,636
事業利益 ⑧ (③-④)	14,088	178,128	123,210	△ 51,169	△ 42,095	△ 193,986	
事業外収益 ⑨	279,755	52,367	64,198	106,731	45,842	10,617	
※うち共通分⑩		52,367	63,155	93,678	45,523	8,421	△ 263,144
事業外費用 ⑪	16,283	6,351	2,975	4,414	2,144	399	
※うち共通分⑫		2,466	2,975	4,414	2,144	397	△ 12,396
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	277,560	224,144	184,433	51,148	1,603	△ 183,768	
特別利益 ⑭	607,500	120,888	145,800	216,273	105,099	19,440	
※うち共通分⑮		120,888	145,800	216,273	105,099	19,440	△ 607,500
特別損失 ⑯	621,367	122,882	147,496	224,784	106,539	19,666	
※うち共通分⑰		122,298	147,496	218,786	106,320	19,666	△ 614,566
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	263,693	222,150	182,737	42,637	163	△ 183,994	
営農指導事業分配賦額⑲		36,798	36,799	103,037	7,360	△ 183,994	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	263,693	185,352	145,938	△ 60,400	△ 7,197		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(事業総利益割+人件費割×2)/3の割合で各部門へ配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業の各部への貢献度を加味して各部門へ配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	19.9%	24.0%	35.6%	17.3%	3.2%	100%
営 農 指 導 事 業	20.0%	20.0%	56.0%	4.0%		100%

(令和5年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,567,167	912,365	775,356	5,858,612	1,003,914	16,920	
事業費用 ②	5,346,538	113,014	48,131	4,533,103	558,664	93,626	
事業総利益 ③ (①-②)	3,220,629	799,351	727,225	1,325,509	445,250	△ 76,706	
事業管理費 ④	2,902,016	522,582	622,597	1,136,833	503,989	116,015	
うち減価償却費 ⑤	221,462	20,208	9,698	167,400	23,180	976	
うち人件費 ⑤'	2,226,653	398,284	534,195	773,988	422,840	97,346	
※うち共通管理費⑥		97,041	114,596	177,989	83,386	14,629	△ 487,641
うち減価償却費⑦		5,287	6,244	9,699	4,544	797	△ 26,571
うち人件費⑦'		50,084	59,143	91,858	43,035	7,550	△ 251,670
事業利益 ⑧ (③-④)	318,613	276,769	104,628	188,676	△ 58,739	△ 192,721	
事業外収益 ⑨	273,325	52,652	62,198	102,940	45,605	9,930	
※うち共通分⑩		52,652	62,180	96,579	45,247	7,938	△ 264,596
事業外費用 ⑪	9,846	1,945	2,298	3,635	1,673	295	
※うち共通分⑫		1,945	2,298	3,571	1,673	293	△ 9,780
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	582,092	327,476	164,528	287,981	△ 14,807	△ 183,086	
特別利益 ⑭	258	-	-	254	3	1	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	97,009	20,744	20,867	35,800	16,934	2,664	
※うち共通分⑰		17,669	20,867	32,409	15,185	2,664	△ 88,794
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	485,341	306,732	143,661	252,435	△ 31,738	△ 185,749	
営農指導事業分配賦額⑲		37,150	37,150	104,019	7,430	△ 185,749	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	485,341	269,582	106,511	148,416	△ 39,168		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(事業総利益割+人件費割×2)/3の割合で各部門へ配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業の各部への貢献度を加味して各部門へ配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	19.9%	23.5%	36.5%	17.1%	3.0%	100%
営 農 指 導 事 業	20.0%	20.0%	56.0%	4.0%		100%

○損益の状況

1) 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益（事業収益）	10,296	10,006	9,500	8,546	8,567
信用事業収益	982	986	962	875	912
共済事業収益	881	794	813	794	775
農業関連事業収益	6,752	6,814	6,337	5,841	5,859
その他事業収益	1,681	1,412	1,388	1,036	1,021
経常利益	393	313	322	278	582
当期剰余金	236	283	244	201	324
出資金 （出資口数）	3,682 (1,227,220)	3,668 (1,222,587)	3,633 (1,210,979)	3,596 (1,198,706)	3,551 (1,183,568)
純資産額	10,045	9,870	9,953	9,326	9,250
総資産額	136,015	139,122	139,665	139,239	136,304
貯金等残高	122,769	126,084	126,228	126,998	124,218
貸出金残高	19,207	21,247	22,645	23,572	24,420
有価証券残高	9,592	10,142	10,843	11,248	13,129
剰余金配当金額 出資配当の額	36	36	36	35	70
職員数	475	477	487	464	431
単体自己資本比率	15.21	15.46	15.79	15.99	16.28

注1) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

注2) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注3) 信託業務の取り扱いはありません。

注4) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2) 利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	804	794	△ 10
役務取引等収支	49	48	△ 1
その他信用事業収支	△ 153	△ 75	78
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	853 (0.73)	872 (0.75)	19 (0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,904 (2.06)	3,221 (2.29)	317 (0.23)
事業純益	12	317	305
実質事業純益	14	319	305
コア事業純益	14	288	274
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	14	288	274

注) 信用事業粗利益率 = 信用事業総利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

事業粗利益率 = 事業総利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

3) 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	123,480	390	0.31	123,512	446	0.36
うち預金	88,843	2	0.01	86,317	2	0.01
うち有価証券	11,482	81	0.70	13,066	130	0.99
うち貸出金	23,155	307	1.32	24,129	314	1.30
資金調達勘定	127,286	9	0.01	126,987	8	0.01
うち貯金・定積	127,275	9	0.01	126,982	8	0.01
うち借入金	11	0	0.00	5	0	0.00
総資金利ざや	-	-	△ 0.02	-	-	0.01

注1) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)

注2) 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4) 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	△ 18	56
うち預金	0	0
うち有価証券	△ 14	49
うち貸出金	△ 4	7
支払利息	△ 6	△ 1
うち貯金	△ 6	△ 1
うち借入金	0	0
差し引き	△ 12	57

注1) 増減額は前年度対比です。

注2) 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

○事業の状況

1) 信用事業

① 貯金に関する指標

(科目別貯金平均残高)

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
流動性貯金	60,668	(47.67)	63,539	(50.04)	2,871
定期性貯金	66,479	(52.23)	63,315	(49.86)	△ 3,164
その他の貯金	128	(0.10)	128	(0.10)	0
計	127,275	(100.00)	126,982	(100.00)	△ 293
譲渡性貯金	-	(-)	-	(-)	-
合 計	127,275	(100.00)	126,982	(100.00)	△ 293

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) () 内は構成比です。

(定期貯金残高)

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
定期貯金	63,889	(100.00)	59,619	(100.00)	△ 4,270
うち固定金利定期	63,875	(99.98)	59,596	(99.96)	△ 4,279
うち変動金利定期	14	(0.02)	23	(0.04)	9

注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) () 内は構成比です。

② 貸出金等に関する指標

(科目別貸出金平均残高)

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
手形貸付	36	(0.15)	24	(0.09)	△ 12
証書貸付	22,528	(97.30)	23,527	(97.51)	999
当座貸越	590	(2.55)	578	(2.40)	△ 12
合 計	23,154	(100.00)	24,129	(100.00)	975

注) () 内は構成比です。

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		増 減
固定金利貸出	11,653	(49.44)	10,860	(44.47)	△ 793
変動金利貸出	11,919	(50.56)	13,560	(55.53)	1,641
合 計	23,572	(100.00)	24,420	(100.00)	848

注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度		増 減
貯金・定期積金等	205		194		△ 11
有価証券	-		-		-
動産	-		-		-
不動産	7		6		△ 1
その他担保物	-		-		-
小 計	212		200		△ 12
農業信用基金協会保証	11,710		12,312		602
その他保証	5,415		6,134		719
小 計	17,125		18,446		1,321
信用	6,235		5,774		△ 461
合 計	23,572		24,420		848

(債務保証見返額の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	26	22	△ 4
有価証券	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小計	-	-	-
信用	-	-	-
合計	26	22	△ 4

(貸出金の使途別内訳残高) ※個人と法人向けの貸出金を含む

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
設備資金	18,283 (77.56)	19,435 (79.59)	1,152
運転資金	5,289 (22.44)	4,985 (20.41)	△ 304
合計	23,572 (100.00)	24,420 (100.00)	848

注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高) ※個人と法人向けの貸出金を含む

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	3,044 (12.91)	2,940 (12.04)	△ 104
林業	14 (0.06)	61 (0.25)	47
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	1,901 (8.06)	2,304 (9.42)	403
鉱業	58 (0.25)	93 (0.38)	35
建設・不動産業	1,126 (4.78)	1,362 (5.58)	236
電気・ガス・熱供給水道業	75 (0.32)	99 (0.41)	24
運輸・通信業	475 (2.01)	546 (2.24)	71
金融・保険業	1,421 (6.03)	1,442 (5.90)	21
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,472 (14.73)	3,811 (15.61)	339
地方公共団体	3,286 (13.94)	3,155 (12.92)	△ 131
その他	8,700 (36.91)	8,607 (35.25)	△ 93
合計	23,572 (100.00)	24,420 (100.00)	848

注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

(主要な農業関係の貸出金残高)

1) 営農類型別

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
穀作	106	172	66
野菜・園芸	86	130	44
果樹・樹園農業	203	240	37
養豚・肉牛・酪農	248	54	△ 194
養鶏・鶏卵	-	-	-
その他農業	1,488	1,414	△ 74
合計	2,131	2,010	△ 121

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,141	887	△ 254
農 業 制 度 資 金	990	1,123	133
農 業 近 代 化 資 金	723	827	104
そ の 他 制 度 資 金	267	296	29
合 計	2,131	2,010	△ 121

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象とします。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	-	-	-
合 計	-	-	-

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況)

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	201	59	41	101	201
	令和5年度	175	52	30	93	175
危険債権	令和4年度	103	66	17	20	103
	令和5年度	85	57	7	21	85
要管理債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和4年度	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小計	令和4年度	304	125	58	121	304
	令和5年度	260	109	37	114	260
正常債権	令和4年度	23,311				
	令和5年度	24,203				
合計	令和4年度	23,615				
	令和5年度	24,463				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

注4) 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と注5) 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況)

該当する取引はありません。

(貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額)

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	60	62	-	60	62	62	-	-	62	-
個別貸倒引当金	129	121	-	129	121	121	115	-	121	115
合 計	189	183	-	189	183	183	115	-	183	115

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

③ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金振込為替	件 数	80,720	156,703	82,985	160,095
	金 額	33,971	52,937	36,614	54,340
代金取立為替	件 数	-	15	-	12
	金 額	-	5	-	4
雑 為 替	件 数	5,556	5,101	5,544	5,439
	金 額	9,453	5,944	11,266	8,255
合 計	件 数	86,276	161,819	88,529	165,546
	金 額	43,424	58,886	47,880	62,599

④ 有価証券に関する指標

(種類別有価証券平均残高)

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	4,903	7,856	2,953
地 方 債	1,720	1,501	△ 219
政 府 保 証 債	1,572	1,565	△ 7
金 融 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	2,553	2,207	△ 346
合 計	10,748	13,129	2,381

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

(商品有価証券種類別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券残存期間別残高)

(単位：百万円)

	1年 以下	1年超 3年 以下	3年超 5年 以下	5年超 7年 以下	7年超 10年 以下	10年 超	期間の 定めな いもの	合計
令和4年度								
国債	-	-	-	-	500	5,300	-	5,800
地方債	-	-	-	300	-	1,500	-	1,800
政府保証債	-	-	-	-	-	1,700	-	1,700
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	800	-	1,900	-	2,700
計	-	-	-	1,100	500	10,400	-	12,000
令和5年度								
国債	-	-	-	500	200	7,700	-	8,400
地方債	-	-	-	100	-	1,500	-	1,600
政府保証債	-	-	-	-	-	1,700	-	1,700
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	200	-	2,200	-	2,400
計	-	-	-	800	200	13,100	-	14,100

⑤ 有価証券等の時価情報等

[満期保有目的の債権]

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照 表計上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	499	552	53	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	499	552	53	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合	計	499	552	53	-	-	-

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	207	203	4	750	699	51
	地方債	313	300	13	101	100	1
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	826	800	26	205	200	5
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	1,346	1,303	43	1,056	999	57
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	4,696	5,072	△ 376	7,106	7,667	△ 561
	地方債	1,407	1,499	△ 92	1,400	1,500	△ 100
	政府保証債	1,572	1,700	△ 128	1,565	1,700	△ 135
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,727	1,899	△ 172	2,002	2,199	△ 197
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	9,402	10,170	△ 768	12,073	13,066	△ 993
合	計	10,748	11,473	△ 725	13,129	14,065	△ 936

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。

注3) 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表額として計上しております。

注4) その他の有価証券については時価を貸借対照表額としております。

(金銭の信託の時価情報等)

該当する取引はありません。

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

⑥ 預かり資産の状況

(投資信託残高(ファンドラップ含む))

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
投資信託残高(ファンドラップ含む)		43

注) 投資信託残高(ファンドラップ含む)は「約定日基準」に基づく算出です。

2) 共済取扱実績

① 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命系	終 身 共 済	5,505	98,966	4,728	94,001
	定 期 生 命 共 済	670	2,002	1,247	2,889
	養 老 生 命 共 済	642	32,677	481	28,372
	(うちこども共済)	(264)	(13,885)	(250)	(12,936)
	医 療 共 済	62	1,592	21	1,371
	が ん 共 済	-	816	-	792
	定 期 医 療 共 済	-	693	-	595
	介 護 共 済	383	3,393	747	3,884
	年 金 共 済	-	20	-	5
建 物 更 生 共 済		15,756	190,815	12,584	188,343
合 計		23,018	330,974	19,808	320,252

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額、付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		0	34	0	28
が ん 共 済		1	15	1	15
定 期 医 療 共 済		-	3	-	2
合 計		1	52	1	45

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		468	4,195	963	4,839
認 知 症 共 済		396	396	111	501
生活障害共済(一時金型)		847	3,036	377	3,080
生活障害共済(定期年金型)		25	138	18	147
特 定 重 度 疾 病 共 済		507	1,900	175	1,569

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前		109	2,026	110	1,963
年 金 開 始 後		-	1,100	-	1,052
合 計		109	3,126	110	3,015

注) 金額は、年金年額を記載しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	41,876	61	39,088	77
自 動 車 共 済		846		867
傷 害 共 済	76,828	101	95,146	98
定 額 定 期 生 命 共 済	8	0	8	0
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		152		136
合 計		1,161		1,179

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3) 農業・生活その他事業取扱実績

① 購買事業取扱実績

(買取購買品)

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	供給高		供給高	
生 産 資 材	3,172		3,308	
肥 料	484		572	
飼 料	393		396	
農 薬	607		633	
施 設 資 材	204		232	
包 装 資 材	367		379	
そ の 他 生 産 資 材	541		539	
農 機	576		557	
生 活 資 材	940		880	
一 般 生 活 資 材	539		448	
葬 祭	397		430	
冠 婚	4		2	
合 計	4,112		4,188	

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

② 販売事業取扱実績

(受託販売品)

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	取扱高		取扱高	
米	2,287		2,107	
雑 穀	78		76	
果 実	3,592		4,027	
野 菜	630		541	
花 き	456		416	
畜 産	799		641	
そ の 他 農 産 物	-		-	
合 計	7,842		7,808	

③ 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収	益	55	62
費	用	10	9
差	引	45	53

④ 利用事業取扱実績

(営農利用事業)

(単位：百万円)

項 目		金 額	
		令和4年度	令和5年度
ライスセンター	収 益	28	27
	費 用	20	20
	差 引	8	7
冷 蔵 施 設	収 益	27	30
	費 用	24	20
	差 引	3	10
貸 出 機 械	収 益	2	2
	費 用	1	1
	差 引	1	1
選 果 施 設	収 益	54	45
	費 用	17	18
	差 引	37	27
バ イ オ リ 芋	収 益	4	4
	費 用	4	4
	差 引	0	0
促 成 室	収 益	4	4
	費 用	5	2
	差 引	△ 1	2

(生活利用事業)

(単位：百万円)

項 目		金 額	
		令和4年度	令和5年度
コ イ ン 精 米	収 益	2	2
	費 用	0	0
	差 引	2	2
理 美 容	収 益	3	3
	費 用	0	0
	差 引	3	3

⑤ その他の事業取扱実績

(省略)

○経営諸指標

1) 利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.19	0.41	0.22
資本経常利益率	2.83	5.91	3.08
総資産当期純利益率	0.14	0.23	0.09
資本当期純利益率	2.05	3.29	1.24

注1) 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

注2) 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

注3) 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

注4) 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2) 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	18.56	19.65	1.09
	期中平均	18.19	19.00	0.81
貯証率	期末	8.85	10.56	1.71
	期中平均	8.44	10.33	1.89

注1) 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

○自己資本の充実の状況

1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる組合員資本の額	9,917	9,988
うち、出資金及び資本準備金の額	3,701	3,656
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	6,403	6,581
うち、外部流出予定額 (△)	146	213
うち、上記以外に該当するものの額	△ 41	△ 36
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	3
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	64	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,981	9,991
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	4	12
うち、のれんにかかるものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	4	12
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-

うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	4	12
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,977	9,979
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	56,973	55,686
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額にかかるものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,420	5,582
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	62,393	61,268
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.99	16.28

注1）農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

注2）当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

注3）当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	514	-	-	605	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,787	-	-	8,389	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,529	-	-	4,123	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,305	160	6	3,004	130	5
地方三公社向け	301	0	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	87,694	17,539	702	82,313	16,463	659
法人等向け	1,960	1,301	52	2,147	1,225	49
中小企業等向け及び個人向け	4,540	3,234	129	5,707	4,110	164
抵当権付住宅ローン	520	167	7	448	148	6
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	193	42	2	186	81	3
取立未済手形	10	2	0	27	5	0
信用保証協会等保証付	11,723	1,153	46	12,325	1,217	49
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	799	799	32	799	799	32
(うち出資等のエクスポージャー)	799	799	32	799	799	32
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	18,294	32,576	1,303	17,357	31,508	1,260
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	9,163	22,907	916	9,163	22,907	916
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	364	910	36	274	685	27
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,767	8,759	350	7,920	7,916	317
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-

	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	140,169	56,973	2,279	137,430	55,686	2,227
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計額(信用リスク・アセットの額)	140,169	56,973	2,279	137,430	55,686	2,227
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	5,420	217	5,582	223		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	62,393	2,496	61,268	2,451		

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3) 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和4年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	140,169	23,041	11,996	-	193	137,430	23,887	14,097	-	186
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		140,169	23,041	11,996	-	193	137,430	23,887	14,097	-	186
法人	農業	223	161	-	-	-	263	177	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	30	30	-	-	-	66	66	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	501	-	501	-	-	501	-	501	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	100	-	100	-	-	100	-	100	-	-
	運輸・通信業	3,106	-	3,106	-	-	2,905	-	2,905	-	-
	金融・保険業	83,516	1,189	-	-	-	79,233	1,189	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	181	175	-	-	-	332	126	201	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,171	2,582	7,589	-	-	12,469	2,478	9,990	-	-
	上記以外	5,846	1,030	700	-	-	4,578	799	400	-	-
	個人	18,517	17,873	-	-	192	19,729	19,051	-	-	185
	その他	17,978	1	-	-	1	17,254	1	-	-	1
業種別残高計		140,169	23,041	11,996	-	193	137,430	23,887	14,097	-	186
	1年以下	70,886	360	-	-		65,739	156	-	-	
	1年超3年以下	894	818	-	-		857	787	-	-	
	3年超5年以下	1,261	1,146	-	-		1,495	1,398	-	-	
	5年超7年以下	2,539	1,437	1,102	-		1,935	1,231	704	-	
	7年超10年以下	1,857	1,353	504	-		1,664	1,364	299	-	
	10年超	28,028	17,638	10,390	-		31,651	18,557	13,094	-	
	期限の定めのないもの	34,704	289	-	-		34,089	394	-	-	
残存期間別残高計		140,169	23,041	11,996	-		137,430	23,887	14,097	-	
平均残高計		121,522	22,570	11,496	-	165	120,952	23,552	13,092	-	151

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	62	64	-	62	64	64	3	-	64	3
個別貸倒引当金	167	160	-	167	160	160	156	-	160	156

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和4年度						令和5年度					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国	内	167	160	-	167	160	-	160	156	-	160	156	-
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計		167	160	-	167	160	-	160	156	-	160	156	-
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	5	7	-	5	7	-	7	8	-	4	11	-
上 記 以 外		6	5	-	6	5	-	5	1	-	1	5	-
個 人		156	148	-	156	148	-	148	147	-	155	140	-
業 種 別 計		167	160	-	167	160	-	160	156	-	160	156	-

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	10,830	10,830	-	13,117	13,117
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	13,132	13,132	-	13,472	13,472
	リスク・ウェイト20%	83,018	5,386	88,404	79,020	4,323	83,343
	リスク・ウェイト35%	-	479	479	-	425	425
	リスク・ウェイト50%	282	-	282	100	-	100
	リスク・ウェイト75%	-	4,331	4,331	-	5,497	5,497
	リスク・ウェイト100%	1,123	9,558	10,681	1,054	8,715	9,769
	リスク・ウェイト150%	11	-	11	121	-	121
	リスク・ウェイト250%	-	9,527	9,527	-	9,437	9,437
	その他	-	4	4	-	12	12
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		84,434	53,247	137,681	80,295	54,998	135,293

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4) 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ-またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,703	-	-	1,703	-
地方三公社向け	-	301	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	26	-	-	27	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	26	2,004	-	27	1,703	-

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

【組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,773	8,773	8,773	8,773
合計	8,773	8,773	8,773	8,773

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、ALM 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 (EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50% 相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて (平均残存 2.5 年) リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) 及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
 なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
 内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
 リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
 特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

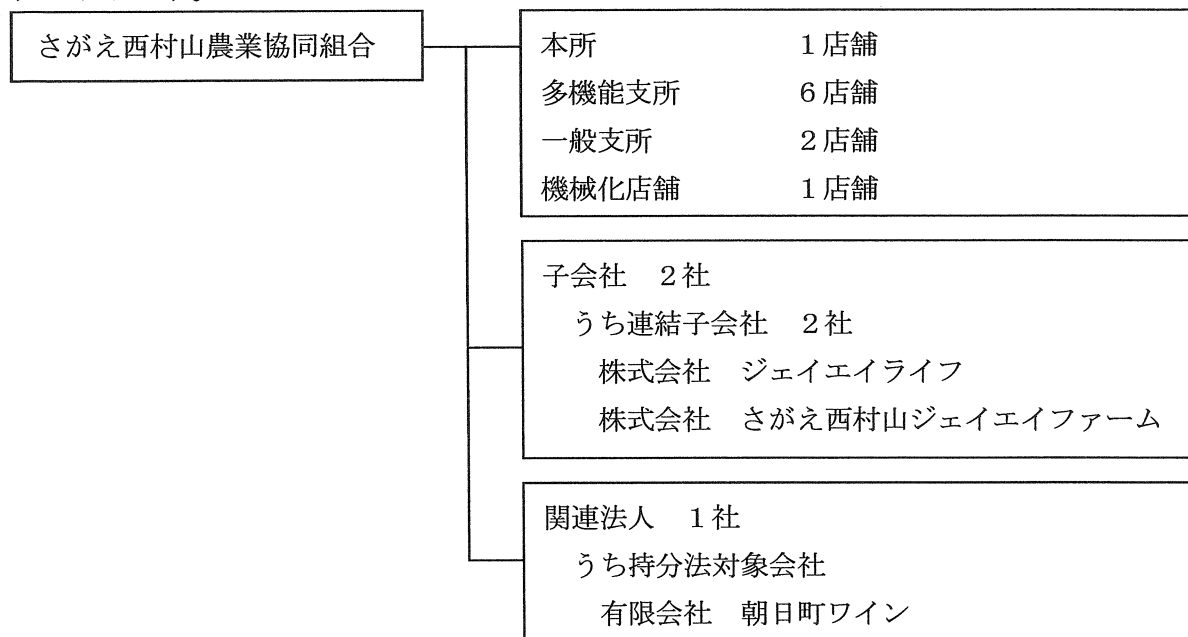
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,262	1,490	261	279
2	下方パラレルシフト	0	0	-	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,423	1,591		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	102	130		
7	最 大 値	1,423	1,591	261	279
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	9,977		9,979	

○連結情報（連結ベースディスクロージャー）

1) グループの事業系統図

さがえ西村山農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社、関連法人1社で構成されております。



2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	株式会社 ジェイエイライフ	株式会社 さがえ西村山ジェイエイファーム	有限会社 朝日町ワイン
主たる営業所 又は事務所の 所在地	寒河江市本町一丁目 9番28号	寒河江市中央工業団地 81	朝日町大字大谷字高野 1080
事業内容	不動産事業、給油・LPG事業、自動車販売事業、車検整備事業、運送事業、損保代理業、オートリース代理店業務、新電力代理事業者業務	農畜産物の生産・販売、農作業の受託・再受託、農畜産物の製造・加工及び販売、農業研修生の受け入れ、農業用共同利用施設の運営	ワイン製造・販売
設立年月日	平成12年9月1日	平成27年9月1日	昭和19年9月4日
資本金	50	10	46
当JAの議決権比率	100.0	98.5	40.2
他の子会社等の議決権比率	0.0	0.0	0.0

3) 事業の概況 (令和5年度)

当組合の決算内容は、税引前当期利益4億85百万円（前年対比183.7%）、当期剰余金3億23百万円（前年対比160.7%）となりました。

4) 連結子会社の事業概況

株式会社ジェイエイライフ

㈱ジェイエイライフは、住宅不動産、車両、燃料・LPガス事業等を営み、燃油価格の高騰や記録的な暖冬の影響がある中、売上高28億73百万円を計上し、税引前当期利益35百万円（前年対比129.6%）、当期純利益は25百万円（前年対比166.7%）となりました。

株式会社さがえ西村山ジェイエイファーム

㈱さがえ西村山ジェイエイファームは、農業研修生の受け入れや農畜産物の生産・販売、農作業の受託、農業用共同利用施設の運営等を行い、売上高67百万円を計上しました。持続可能な農業の普及と地域農業の振興に取り組んだ結果、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は77万円となり、営業外収益・費用を加味した税引前当期純利益は96万円、当期純利益は74万円となりました。

5) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結事業収益	13,145	12,621	12,361	11,358	11,370
信用事業収益	982	981	958	872	910
共済事業収益	881	794	813	794	775
農業関連事業収益	6,752	6,815	6,337	5,841	5,859
その他事業収益	4,530	4,026	4,253	3,851	3,826
連結経常利益	448	459	377	312	623
連結当期剰余金	276	381	282	224	355
連結純資産額	10,359	10,331	10,457	9,892	9,887
連結総資産額	136,545	139,660	140,325	139,977	137,030
連結自己資本比率	16.27	16.10	16.36	15.28	15.36

注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

6) 連結事業年度の事業別事業収益等

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
信用事業	事業収益	872	910
	経常利益	224	327
	資産の額	123,254	120,835
共済事業	事業収益	794	775
	経常利益	184	165
	資産の額	0	1
農業関連事業	事業収益	5,841	5,859
	経常利益	51	288
	資産の額	1,897	2,173
その他事業	事業収益	3,851	3,826
	経常利益	△147	△157
	資産の額	14,826	14,021
計	事業収益	11,358	11,370
	経常利益	312	623
	資産の額	139,977	137,030

注1) 経済事業資産のうち、販売事業にかかる債権等は「農業関連事業」に、購買事業にかかる資産は「農業関連事業」と「その他事業」の供給高割合により区分しています。また、固定資産、外部出資等は「その他事業」に区分しています。

注2) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

7) 連結貸借対照表 (2事業年度分)

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
資 産 の 部			負 債 の 部		
1. 信用事業資産	123,254,076	120,834,886	1. 信用事業負債	127,122,893	124,486,244
(1) 現金及び預金	88,217,401	82,926,635	(1) 貯金	126,617,732	124,037,763
(2) コールローン及び買入手形	-	-	(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 買現先勘定	-	-	(3) 売現先勘定	-	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	-	-	(4) 債券貸借取引受入担保金	-	-
(5) 買入金銭債権	-	-	(5) 借入金	5,844	2,374
(6) 商品有価証券	-	-	(6) 外国為替	-	-
(7) 金銭の信託	-	-	(7) その他の信用事業負債	473,328	423,959
(8) 有価証券	11,247,550	13,129,240	(8) 諸引当金	-	-
(9) 貸出金	23,453,136	24,354,972	(9) 債務保証	25,989	22,148
(10) 外国為替	-	-	2. 共済事業負債	528,722	521,759
(11) その他の信用事業資産	493,109	517,011	(1) 共済借入金	-	-
(12) 債務保証見返	25,989	22,148	(2) 共済資金	238,947	227,251
(13) 貸倒引当金	△ 183,109	△ 115,120	(3) その他の共済事業負債	289,775	294,508
2. 共済事業資産	310	559	3. 経済事業負債	1,046,229	678,111
(1) 共済貸付金	-	-	(1) 支払手形及び経済事業未払金	800,730	474,118
(2) その他の共済事業資産	310	559	(2) その他の経済事業負債	245,499	203,993
(3) 貸倒引当金	-	-	4. 設備借入金	-	-
3. 経済事業資産	2,776,486	2,738,111	5. 雑負債	354,719	546,958
(1) 受取手形及び経済事業未収金	724,097	711,709	6. 諸引当金	1,032,823	909,790
(2) 棚卸資産	810,817	826,065	(1) 賞与引当金	87,298	91,364
(3) その他の経済事業資産	1,283,300	1,245,710	(2) 退職給付にかかる負債	626,048	528,235
(4) 貸倒引当金	△ 41,728	△ 45,373	(3) 役員退職慰労引当金	41,966	49,757
4. 雑資産	351,121	202,874	(4) その他の引当金	277,511	240,434
5. 固定資産	4,429,061	4,184,530	7. 繰延税金負債	-	-
(1) 有形固定資産	4,422,566	4,167,953	8. 再評価にかかる繰延税金負債	-	-
建物	6,783,913	6,725,628	負債の部合計	130,085,386	127,142,862
機械装置	1,528,809	1,529,850	純 資 産 の 部		
土地	2,247,702	2,226,059	1. 組合員資本	10,564,155	10,733,687
リース資産	16,232	16,232	(1) 出資金	3,596,118	3,550,704
建設仮勘定	1,080	-	(2) 資本剰余金	104,984	104,984
その他の有形固定資産	2,116,692	2,064,726	(3) 利益剰余金	6,903,607	7,113,534
減価償却累計額	△ 8,271,862	△ 8,394,542	(4) 処分未済持分	△ 40,524	△ 35,505
(2) 無形固定資産	6,495	16,577	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 30	△ 30
のれん	-	-	2. 評価・換算差額等	△ 672,614	△ 846,652
リース資産	-	-	(1) その他有価証券評価差額金	△ 737,931	△ 946,851
その他の無形固定資産	6,495	16,577	(2) 繰延ヘッジ損益	-	-
6. 外部出資	8,827,084	8,841,780	(3) 土地再評価差額金	-	-
(1) 外部出資	8,827,084	8,841,780	(4) 退職給付にかかる調整累計額	65,317	100,199
(2) 外部出資等損失引当金	-	-	3. 非支配株主持分	166	161
7. 退職給付にかかる資産	-	-	純資産の部合計	9,891,707	9,887,196
8. 繰延税金資産	338,955	227,318			
9. 繰延資産	-	-			
資産の部合計	139,977,093	137,030,058	負債及び純資産の部合計	139,977,093	137,030,058

8) 連結損益計算書(2事業年度分)

(単位: 千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 事業総利益	3,367,403	3,698,318
(1) 信用事業収益	871,885	909,798
資金運用収益	809,447	798,820
(うち預金利息)	(381,639)	(381,207)
(うち有価証券利息)	(81,176)	(99,260)
(うち貸出金利息)	(303,177)	(311,391)
(うちその他受入利息)	(43,455)	(6,962)
役務取引等収益	48,746	48,076
その他事業直接収益	-	30,586
その他経常収益	13,692	32,316
(2) 信用事業費用	175,779	113,012
資金調達費用	8,775	7,773
(うち貯金利息)	(8,526)	(7,600)
(うち給付補填金繰入)	(222)	(171)
(うち譲渡性貯金利息)	(-)	(-)
(うち借入金利息)	(27)	(2)
(うちその他支払利息)	(-)	(-)
役務取引等費用	-	-
その他事業直接費用	-	-
その他経常費用	167,004	105,239
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸出金償却)	(-)	(-)
信用事業総利益	696,106	796,786
(3) 共済事業収益	793,752	775,355
共済付加収入	735,862	728,733
その他の収益	57,890	46,622
(4) 共済事業費用	50,475	46,103
共済推進費及び共済保全費	43,743	37,495
その他の費用	6,732	8,608
共済事業総利益	743,277	729,252
(5) 購買事業収益	6,226,002	6,248,096
購買品供給高	5,933,101	5,942,142
購買手数料	89,622	91,767
その他の収益	203,279	214,187
(6) 購買事業費用	5,123,555	5,013,373
購買品供給原価	4,881,695	4,762,696
購買品供給費	84,721	84,704
その他の費用	157,139	165,973
購買事業総利益	1,102,447	1,234,723

科 目	令和4年度	令和5年度
(7) 販売事業収益	1,916,740	1,775,320
販売品販売高	1,547,574	1,315,302
販売手数料	237,114	326,618
その他の収益	132,052	133,400
(8) 販売事業費用	1,528,898	1,312,998
販売品販売原価	1,366,142	1,169,767
販売費	16,832	20,797
その他の費用	145,924	122,434
販売事業総利益	387,842	462,322
(9) その他事業収益	1,549,671	1,662,059
(10) その他事業費用	1,111,940	1,186,824
その他事業総利益	437,731	475,235
2. 事業管理費	3,247,425	3,254,147
(1) 人件費	2,549,325	2,521,332
(2) その他事業管理費	698,100	732,815
事業利益	119,978	444,171
3. 事業外収益	196,659	179,264
(1) 受取雑利息	448	578
(2) 受取出資配当金	138,372	138,561
(3) 持分法による投資益	7,594	6,208
(4) その他の事業外収益	50,245	33,917
4. 事業外費用	4,259	137
(1) 支払雑利息	-	-
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	4,259	137
経常利益	312,378	623,298
5. 特別利益	621,429	2,452
(1) 固定資産処分益	-	258
(2) 負ののれん発生益	-	-
(3) その他の特別利益	621,429	2,194
6. 特別損失	634,527	99,016
(1) 固定資産処分損	4,895	25,822
(2) 減損損失	8,972	71,187
(3) その他の特別損失	620,660	2,007
税金等調整前当期利益	299,280	526,734
法人税、住民税及び事業税	20,988	80,000
法人税等調整額	53,818	91,734
法人税等合計	74,806	171,734
当期利益	224,474	355,000
非支配株主に帰属する当期利益	16	11
当期剰余金	224,458	354,989

9) 連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）	299,280	526,734
減価償却費	271,703	271,387
減損損失	8,972	71,187
のれん償却額	-	-
貸倒引当金の増加額（△は減少）	△ 4,620	△ 64,131
賞与引当金の増加額（△は減少）	△ 2,557	4,067
退職給付にかかる負債の増加額（△は減少）	△ 117,562	△ 90,022
その他引当金の増加額（△は減少）	△ 39,698	△ 37,077
信用事業資金運用収益	△ 790,801	△ 798,820
信用事業資金調達費用	8,775	7,772
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 138,821	△ 139,139
支払雑利息	-	-
為替差損益	-	-
有価証券関係損益（△は益）	-	△ 30,586
外部出資関係損益（△は益）	-	-
固定資産売却損益（△は益）	4,895	25,564
資産除去債務にかかる増加額（△は減少）	707	675
圧縮損計上以外一般補助金	-	-
持分法による投資損益（△は益）	△ 7,594	△ 6,208
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減（△）減	△ 982,095	△ 901,837
預金の純増減（△）減	1,721,047	4,150,770
貯金の純増減（△）	898,124	△ 2,579,969
信用事業借入金の純増減（△）	△ 6,786	△ 3,470
その他の信用事業資産の純増減（△）減	49,505	△ 14,330
その他の信用事業負債の純増減（△）	△ 78,187	△ 49,005
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	-	-
共済借入金の純増減（△）	-	-
共済資金の純増減（△）	△ 76,388	△ 11,696
未経過共済付加収入の純増減（△）	5,653	5,579
その他共済事業資産の増（△）減	△ 60	△ 249
その他共済事業負債の増減（△）	868	△ 847
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△ 10,434	12,388
経済受託債権の純増（△）減	364,785	△ 1,390
棚卸資産の純増（△）減	△ 161,843	△ 15,248
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 56,864	△ 326,611
経済受託債務の純増減（△）	△ 255,778	△ 41,505
その他経済事業資産の増（△）減	△ 19,453	38,981
その他経済事業負債の増減（△）	-	-
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	△ 62,028	148,034
その他の負債の純増減（△）	△ 21,014	35,739
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 6,495	102,686
信用事業資金運用による収入	788,658	789,251
信用事業資金調達による支出	△ 12,740	△ 8,140
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業分量配当金の支払額	-	△ 109,590
小 計	1,571,154	960,944

科 目	令和4年度	令和5年度
雑利息及び出資配当金の受取額	138,821	139,139
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△ 21,805	△ 23,479
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,688,170	1,076,604
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2,058,637	△ 4,071,039
有価証券の売却・償還による収入	917,861	2,065,799
補助金の受入れによる収入	607,500	2,000
固定資産の取得による支出	△ 2,427,566	△ 116,773
固定資産の売却による収入	1,324,820	△ 8,833
有形固定資産の除去による支出	-	-
外部出資による支出	△ 1,014	△ 8,488
外部出資の売却等による収入	2,119	-
連結範囲の変動に伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変動に伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,634,917	△ 2,137,334
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	-	-
リース債務の返済による支出	△ 2,319	△ 2,319
出資の受入れによる収入	15,642	-
出資の払戻しによる支出	△ 56,425	△ 41,458
持分の取得による支出	△ 36,063	△ 24,312
持分の譲渡による収入	36,063	24,312
出資配当金の支払額	△ 35,858	△ 35,472
非支配株主への配当金支払額	△ 4	△ 16
その他財務活動による資本の増減	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 78,964	△ 79,265
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 25,711	△ 1,139,995
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,175,190	6,149,479
7 現金及び現金同等物の期末残高	6,149,479	5,009,484

10) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	104,984	104,984
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	104,984	104,984
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,714,511	6,903,607
2 利益剰余金増加高	224,458	354,989
当期剰余金	224,458	354,989
3 利益剰余金減少高	35,362	145,062
配当金	35,362	145,062
4 利益剰余金期末残高	6,903,607	7,113,534

11) 連結注記表

令和4年度

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社、子法人等
2社（株式会社ジェイエイライフ、株式会社さがえ西村山ジェイエイファーム）
 - 非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社・子法人等
該当する会社はありません。
 - 持分法適用の関連法人等
1社（有限会社朝日町ワイン）
 - 持分法非適用の非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
 - 持分法非適用の関連法人等
該当する会社はありません。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - 連結される子会社、子法人等の決算日は次のとおりです。
2月末日・・・2社
 - 連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- のれん勘定の償却方法及び償却期間
該当事項はありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。
 - 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	88,217,401 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△82,067,921 千円
現金及び現金同等物	6,149,480 千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他一般購買品
売価還元法による原価法等（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 建物（建物付属設備を除く）
 - 平成10年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - 平成10年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - 建物付属設備・構築物
 - 平成28年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - 機械設備・車両運搬具・器具備品
定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - 無形固定資産
残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により償却しています。
- 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
 - 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌期から費用処理することとしています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 - 役員退職慰労引当金

- 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金
旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和5年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
当組合は「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年2月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (3) 保管事業
組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- (4) 加工事業
組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 利用事業
ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (6) 福祉介護事業
要介護者を対象にしたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (7) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
7. 記載金額の端数処理
記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。
また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 米共同計算
当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
そのうち、米については販売を「JAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。
共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用
当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。
- (1) 代理人取引に係る収益認識
財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引には、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に從っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。
この結果、当事業年度の事業収益が962,608千円、事業費用が962,608千円それぞれ減少しています。また、事業利益、経常利益及び税引前当期利益ならびに期首の利益剰余金への影響はありません。
2. 時価の算定に関する会計基準の変更
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から運用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に從って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性
(1) 当期の計算書類に計上した金額 376,793千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得見積りについては、令和2年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 8,972 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
- 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
- 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和2年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
- これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 225,197 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算定方法
- 「重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。
- ② 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債権者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 【連結貸借対照表に関する注記】
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額
- 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,469,931千円であり、その内訳は次のとおりです。
- 建物 2,402,857千円 構築物 254,750千円 機械装置 1,528,663千円 車両運搬具 10,387千円
- 器具備品 95,731千円 無形固定資産 800千円 土地 176,743千円
2. 担保に供している資産
- 定期預金のうち、12,660,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000千円を為替決済の担保に、152,500千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。
3. 役員に対する金銭債権・債務の総額
- 理事、監事に対する金銭債権はありません。
- 理事、監事に対する金銭債務はありません。
- なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。
4. 信用事業を行う組合に要求される注記
- 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は21,939千円、危険債権額は282,733千円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- 債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は304,672千円です。
- なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- 【連結損益計算書に関する注記】
1. 減損会計に関する注記
- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
- 当組合では、管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の相関関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取り扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っています。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。
- | 場 所 | 用 途 | 種 類 |
|----------|--------|--------------------------|
| 健康福祉センター | 介護福祉施設 | 無形固定資産 |
| チェリーランド店 | 店舗 | 器具備品 |
| 東部産直センター | 店舗 | 建物・構築物・器具備品
無形固定資産・土地 |
| 旧西五百川支所 | 遊休資産 | 建物 |
- (2) 減損損失の認識に至った経緯
- 健康福祉センター・チェリーランド店・東部産直センターは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識しました。
- 旧西五百川支所は令和5年度に建物の解体を計画しており、減損損失として認識しました。
- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳
- 健康福祉センター 219千円(無形固定資産 219千円)
- チェリーランド店 560千円(器具備品 560千円)
- 東部産直センター 5,173千円(建物 1,488千円、構築物 202千円、器具備品 534千円、無形固定資産 115千円、土地 2,834千円)
- 旧西五百川支所 3,020千円(建物 3,020千円)
- 合 計 8,972千円(建物 4,508千円、構築物 202千円、器具備品 1,094千円、無形固定資産 334千円、土地 2,834千円)
- (4) 回収可能価額の算定方法
- 健康福祉センター・チェリーランド店・東部産直センターの固定資産の回収可能額は正味売却価格を採用しています。
- なお、東部産直センターは不動産鑑定評価により評価しています。
- 旧西五百川支所は令和5年度に解体を予定していることから、備忘価格まで減損しています。

- 【金融商品に関する注記】
1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
- 有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスク管理に係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が132,687千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	87,688,691	87,669,084	△19,607
有価証券			
満期保有目的の債券	499,431	552,600	53,169
その他有価証券	10,748,120	10,748,120	-
貸出金	23,453,136		
貸倒引当金(※1)	183,109		
貸倒引当金控除後	23,270,027	23,371,479	101,452
経済事業未収金	724,097		
経済受託債権	1,180,903		
貸倒引当金(※1、2)	41,728		
貸倒引当金控除後	1,863,272	1,863,272	-
資 産 計	124,069,541	124,204,555	135,014
貯金	126,617,732	126,562,597	△55,135
負 債 計	126,617,732	126,562,597	△55,135

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	8,827,084

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	87,688,691	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	11,500,000
貸出金(※1、2)	2,514,086	1,580,888	1,459,135	1,362,780	1,186,601	15,193,491
経済事業未収金(※3)	685,030	-	-	-	-	-

経済受託債権	1,545,688	-	-	-	-	-
合 計	92,433,495	1,580,888	1,459,135	1,362,780	1,186,601	27,193,491

(※1) 貸出金のうち、当座貸越566,899千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等156,155千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等39,067千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	116,684,370	4,724,520	4,152,212	867,647	182,361	6,622

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	499,431	552,600	53,169
合 計	499,431	552,600	53,169

(※) 時価額が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額(※)
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を 超えるもの	203,084	206,920	3,836
国債	300,000	313,250	13,250
地方債	800,000	825,540	25,540
社債	1,303,084	1,345,710	42,626
小計	5,071,821	4,695,940	△375,881
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を 超えないもの	1,499,619	1,407,110	△92,509
国債	1,699,961	1,572,440	△127,521
地方債	1,898,918	1,726,920	△171,998
政府保証債	15,310	14,034	△1,276
社債	10,185,629	9,416,444	△769,185
株式	11,488,713	10,762,154	△726,559
小計			
合 計			

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債11,356千円を差し引いた額△737,915千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当期中に減損処理した有価証券

当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度(DB)及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,309,944千円
勤務費用	66,708千円
利息費用	4,604千円
数理計算上の差異の当期発生額	△58,070千円
退職給付の支払額	△153,496千円
期末における退職給付債務	1,169,690千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	確定給付型年金制度(DB) 540,188千円
	特定退職金共済制度 30,310千円
期待運用収益	5,705千円
数理計算上の差異の当期発生額	△396千円
確定給付型年金制度への拠出金	23,592千円
特定退職金共済制度への拠出金	1,612千円
退職給付の支払額	△63,972千円
期末における年金資産	確定給付型年金制度(DB) 511,478千円
	特定退職金共済制度 25,561千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,169,690千円
年金資産	△511,478千円
特定退職金共済制度	△25,561千円
未積立退職給付債務	632,651千円
未認識数理計算上の差異	90,292千円
貸借対照表計上純額	722,943千円
退職給付引当金	722,943千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	66,708千円
利息費用	4,604千円
期待運用収益	△5,705千円
数理計算上の差異の費用処理額	△4,866千円
合計	60,741千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

(1) 確定給付型年金制度(DB)

一般勘定 100%

- (2) 特定退職金共済制度
 債券 6.4%
 年金保険投資 2.8%
 現金及び預金 4%
 その他 4%
 合計 10.0%
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
 割引率 「△0.15%～1.53%」
 長期期待運用収益率 1.0%
 過去勤務費用の処理年数 10年
 数理計算上の差異の処理年数 10年
9. 特例業務負担金の将来見込額
 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した 特例業務負担金 30,552 千円を含めて計上しています。
 なお、同組合より示された令和4年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、317,174 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	41,419 千円
退職給付引当金否認額	178,153 千円
特例業務負担金引当金否認額	76,760 千円
役員退職慰労引当金否認額	11,468 千円
賞与引当金否認額	24,495 千円
未払金・未払費用否認額	12,650 千円
減損損失否認額	86,609 千円
その他	244,470 千円
繰延税金資産小計	676,024 千円
評価性引当額	△316,542 千円
繰延税金資産合計 (A)	359,482 千円
繰延税金負債	
その他有価証券	△11,373 千円
その他	△9,154 千円
繰延税金負債 (B)	△20,527 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	338,955 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.31%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.59%
住民税均等割額	2.03%
評価性引当額の増減	△2.67%
法人税額の特別控除	△0.19%
その他	4.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.66%

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
 当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
316,512	388,048

- (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
 (注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。
 また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上0

令和5年度

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社、子法人等
2社（株式会社ジェイエイライフ、株式会社さがえ西村山ジェイエイファーム）
 - 非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社・子法人等
該当する会社はありません。
 - 持分法適用の関連法人等
1社（有限会社朝日町ワイン）
 - 持分法非適用の非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
 - 持分法非適用の関連法人等
該当する会社はありません。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - 連結される子会社、子法人等の決算日は次のとおりです。
2月末日・・・2社
 - 連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- のれん勘定の償却方法及び償却期間
該当事項はありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。
 - 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	82,926,635 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△78,062,767 千円
現金及び現金同等物	4,863,868 千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他一般購買品
売価還元法による原価法等（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 建物（建物付属設備を除く）
 - 平成10年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - 平成10年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - 建物付属設備・構築物
 - 平成28年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - 機械設備・車両運搬具・器具備品
定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - 無形固定資産
残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により償却しています。
- 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
 - 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 - 役員退職慰労引当金

- 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金
旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
当組合及び子会社等は「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）」を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。
- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (3) 保管事業
組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- (4) 加工事業
組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 利用事業
ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (6) 福祉介護事業
要介護者を対象にしたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (7) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
7. 記載金額の端数処理
記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。
また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 米共同計算
当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。
また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性
(1) 当期の計算書類に計上した金額 243,834 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得見積りについては、令和5年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 71,187 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和5年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 161,065 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
① 算定方法
「重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。
② 主要な仮定
主要な仮定は、「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債権者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合においては、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,457,735千円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 2,398,682千円 構築物 254,750千円 機械装置 1,528,663千円 車両運搬具 2,366千円
器具備品 95,731千円 無形固定資産 800千円 土地 176,743千円
- 担保に供している資産
定期預金のうち、12,660,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000千円を為替決済の担保に、152,500千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。
- 役員に対する金銭債権・債務の総額
理事、監事に対する金銭債権はありません。
理事、監事に対する金銭債務はありません。
なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。
- 信用事業を行う組合に要求される注記
債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は19,961千円、危険債権額は239,933千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権額ははありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は259,894千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

【連結損益計算書に関する注記】

- 減損会計に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当組合及び子会社等では、管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の相關関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、移動販売車、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。
なお、令和5年度より実施している移動販売車については、管内中山間地域の高齢者世帯を対象として、生鮮食品をはじめとした生活必需品の販売に合わせ、見守り活動を実施するなど、営利獲得ではなく社会貢献的な事業であることから全体共用資産として取り扱っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
健康福祉センター	介護福祉施設	建物
チェリーランド店	店舗	器具備品
西川地区グループ	事務所他	建物・建物附属設備・構築物・機械装置 器具備品・無形固定資産・土地
旧醍醐支所	遊休資産	建物・土地
旧大谷支所	遊休資産	建物・土地
旧北谷地支所	遊休資産	建物・土地

- 減損損失の認識に至った経緯
健康福祉センター・チェリーランド店・西川地区グループは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識しました。
旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所の減損の兆候として、ふれあいセンターの営業終了後遊休施設となっており、今後の利活用計画も未定であることから、減損損失として認識しました。
- 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳
健康福祉センター 415千円 (建物 415千円)
チェリーランド店 1,685千円 (器具備品 1,685千円)
西川地区グループ 30,849千円 (建物 19,332千円、建物附属設備 697千円、構築物 69千円、機械装置 1,695千円、器具備品 1,280千円、無形固定資産 787千円、土地 6,989千円)
旧醍醐支所 6,449千円 (建物 5,930千円、土地 519千円)
旧大谷支所 15,630千円 (建物 5,663千円、土地 9,967千円)
旧北谷地支所 16,159千円 (建物 10,791千円、土地 5,368千円)
合 計 71,187千円 (建物 42,131千円、建物附属設備 697千円、構築物 69千円、機械装置 1,695千円、器具備品 2,965千円、無形固定資産 787千円、土地 22,843千円)
- 回収可能価額の算定方法
健康福祉センター・チェリーランド店の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。
西川地区グループ・旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価額から直近解体費用実績を用いた解体金額を差引した数値を正味売却価額としております。

【金融商品に関する注記】

- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合及び子会社等は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。
貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
②市場リスクの管理
当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や

ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスク管理に係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合には、経済価値が560,019千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	82,308,194	82,267,209	△40,985
有価証券			
その他有価証券	13,129,240	13,129,240	-
貸出金	24,354,973		
貸倒引当金(※1)	115,121		
貸倒引当金控除後	24,239,852	24,320,862	81,010
経済事業未収金	711,709		
経済受託債権	1,182,293		
貸倒引当金(※1、2)	45,373		
貸倒引当金控除後	1,848,629	1,848,629	-
資 産 計	121,525,915	121,565,940	40,025
貯金	124,037,763	123,964,050	△73,713
負 債 計	124,037,763	123,964,050	△73,713

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	8,841,780

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	82,308,194	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	14,100,000
貸出金(※1、2)	2,365,232	1,646,160	1,546,665	1,370,141	1,200,004	16,090,730
経済事業未収金(※3)	669,384	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,182,293	-	-	-	-	-
合 計	86,525,103	1,646,160	1,546,665	1,370,141	1,200,004	30,190,730

(※1) 貸出金のうち、当座貸越569,046千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等136,040千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等42,325千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	117,006,281	3,687,994	2,456,791	185,678	694,546	6,473

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

- 有価証券の時価、評価差額に関する事項
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
①満期保有目的の債券で時価のあるもの
満期保有目的の債券はありません。
②その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額 (※)
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償却 原価を超えるもの			
国債	699,268	750,240	50,972
地方債	99,981	100,810	829
社債	200,000	204,900	4,900
株式	15,310	21,948	6,638
小計	1,014,559	1,077,898	63,339
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償却 原価を超えないもの			
国債	7,666,940	7,106,200	△560,740
地方債	1,499,644	1,399,780	△99,864
政府保証債	1,699,963	1,565,220	△134,743
社債	2,198,990	2,002,090	△196,900
小計	13,065,537	12,073,290	△992,247
合 計	14,080,096	13,151,188	△928,908

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債 17,943 千円を差し引いた額△946,851 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

- 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 - 当期中に売却したその他有価証券 (単位：千円)
- | | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|---------|--------|-----|
| 地方債 | 209,388 | 9,388 | - |
| 社債 | 721,198 | 21,198 | - |
| 合 計 | 930,586 | 30,586 | - |
- 当期中において、保有目的が変更となった有価証券
従来、満期保有目的で保有していた国債（取得原価または償却減価 499,506 千円）をその他有価証券に変更しております。これは、今後見込まれる大口融資入札に応じるため、令和 6 年 3 月に売却したことに基づくものです。この変更により有価証券が 48,394 千円増加し、繰延税金資産が 13,386 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 35,008 千円増加しています。
 - 当期中に減損処理した有価証券
当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

- 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度（DB）及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
 - 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|--------------|
| 期首における退職給付債務 | 1,163,594 千円 |
| 勤務費用 | 67,060 千円 |
| 利息費用 | 8,422 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △58,720 千円 |
| 退職給付の支払額 | △110,764 千円 |
| 期末における退職給付債務 | 1,069,592 千円 |
- 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|---------------------------|
| 期首における年金資産 | 確定給付型年金制度 (DB) 511,478 千円 |
| | 特定退職金共済制度 25,561 千円 |
| 期待運用収益 | 5,371 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △302 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 21,541 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 1,440 千円 |
| 退職給付の支払額 | △49,490 千円 |
| 期末における年金資産 | 確定給付型年金制度 (DB) 491,223 千円 |
| | 特定退職金共済制度 24,376 千円 |
- 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|-------------|----------------------------|
| 退職給付債務 | 1,069,592 千円 |
| 年金資産 | 確定給付型年金制度 (DB) △491,223 千円 |
| | 特定退職金共済制度 △24,376 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 553,993 千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 138,511 千円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 692,504 千円 |
| 退職給付引当金 | 692,504 千円 |
- 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|------------|
| 勤務費用 | 67,060 千円 |
| 利息費用 | 8,422 千円 |
| 期待運用収益 | △5,371 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △10,200 千円 |
| 合計 | 59,911 千円 |
- 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- 確定給付型年金制度 (DB)
- | | |
|------|------|
| 一般勘定 | 100% |
|------|------|
- 特定退職金共済制度
- | | |
|--------|------|
| 債券 | 64% |
| 年金保険投資 | 28% |
| 現金及び預金 | 3% |
| その他 | 5% |
| 合計 | 100% |
- 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
 - 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|---------------|----------------|
| 割引率 | 「△0.13%～2.09%」 |
| 長期期待運用収益率 | 1.0% |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |

9. 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,744千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和4年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、268,536千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	23,339千円
退職給付引当金否認額	148,398千円
特例業務負担金引当金否認額	66,504千円
役員退職慰労引当金否認額	13,814千円
賞与引当金否認額	25,753千円
未払金・未払費用否認額	20,341千円
減損損失否認額	101,284千円
その他	311,845千円
繰延税金資産小計	711,278千円
評価性引当額	△457,766千円
繰延税金資産合計（A）	253,512千円
繰延税金負債	
其他有価証券	△17,825千円
その他	△8,369千円
繰延税金負債（B）	△26,194千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	227,318千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69%
事業分譲配当金等の損金に算入される項目	△0.20%
住民税均等割額	1.14%
評価性引当額の増減	15.23%
法人税額の特別控除	△1.88%
過年度法人税、住民税及び事業税	△0.29%
その他	△5.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.24%

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項（単位：千円）
- | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 |
|------------|---------|
| 299,587 | 377,511 |

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

12) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	201	175	△ 26
危険債権額	103	85	△ 18
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	304	260	△ 44
正常債権額	23,311	24,203	892
合計	23,615	24,463	848

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

注4) 「三月以上延滞債権」と注5) 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

13) 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年2月末における連結自己資本比率は、15.36%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	さがえ西村山農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	3,551百万円 (前年度3,596百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる組合員資本の額	10,419	10,526
うち、出資金及び資本準備金の額	3,701	3,656
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	6,904	7,118
うち、外部流出予定額 (△)	△ 145	△ 213
うち、上記以外に該当するものの額	△ 41	△ 35
コア資本に算入される評価・換算差額等	△ 673	△ 847
うち、退職給付にかかるものの額	65	100
コア資本にかかる調整後少数株主持分の額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	3
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	64	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,810	9,682
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	4	12
うち、のれんにかかるもの（のれん相当額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	4	12
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付にかかる資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

項 目	令和4年度	令和5年度
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	4	12
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ)	9,806	9,670
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,755	56,455
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額にかかるものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,401	6,495
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	64,156	62,950
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (二)	15.28	15.36

注1) 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

注2) 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

注3) 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	513	-	-	605	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,787	-	-	8,389	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,529	-	-	4,124	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,305	160	6	3,004	130	5
地方三公社向け	301	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	87,694	17,539	702	82,313	16,463	659
法人等向け	1,949	1,301	52	2,131	1,225	49
中小企業等向け及び個人向け	4,521	3,234	129	5,690	4,110	164
抵当権付住宅ローン	518	167	7	446	148	6
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	66	43	2	64	81	3
取立未済手形	10	2	0	27	5	0
信用保証協会等保証付	11,723	1,153	46	12,324	1,217	49
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	799	799	32	799	799	32
(うち出資等のエクスポージャー)	799	799	32	799	799	32
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	18,294	32,576	1,303	17,357	31,508	1,260
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のものにかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	9,163	22,907	916	9,163	22,907	916
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	364	910	36	274	685	27
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部T L A C 関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,767	8,759	350	7,920	7,916	317
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちS T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非S T C 適用分)	-	-	-	-	-	-

	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
再 証 券 化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエク スポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	140,009	56,974	2,279	137,273	55,686	2,227
C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 %	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計額(信用リスク・アセットの額)	140,009	56,974	2,279	137,273	55,686	2,227
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基 礎 的 手 法 >	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	6,401	256	6,495	260		
所 要 自 己 資 本 額 計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	64,156	2,566	62,950	2,518		

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注8) 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	140,169	23,041	11,996	-	193	137,430	23,887	14,097	-	186
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		140,169	23,041	11,996	-	193	137,430	23,887	14,097	-	186
法人	農業	223	161	-	-	-	263	177	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	30	30	-	-	-	66	66	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	501	-	501	-	-	501	-	501	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	100	-	100	-	-	100	-	100	-	-
	運輸・通信業	3,106	-	3,106	-	-	2,905	-	2,905	-	-
	金融・保険業	83,516	1,189	-	-	-	79,233	1,189	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	181	175	-	-	-	332	126	201	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,171	2,582	7,589	-	-	12,469	2,478	9,990	-	-
	上記以外	5,846	1,030	700	-	-	4,578	799	400	-	-
	個人	18,517	17,873	-	-	192	19,729	19,051	-	-	185
	その他	17,978	1	-	-	1	17,254	1	-	-	1
業種別残高計		140,169	23,041	11,996	-	193	137,430	23,887	14,097	-	186
	1年以下	70,886	360	-	-	65,739	156	-	-	-	-
	1年超3年以下	894	818	-	-	857	787	-	-	-	-
	3年超5年以下	1,261	1,146	-	-	1,495	1,398	-	-	-	-
	5年超7年以下	2,539	1,437	1,102	-	1,935	1,231	704	-	-	-
	7年超10年以下	1,857	1,353	504	-	1,664	1,364	299	-	-	-
	10年超	28,028	17,638	10,390	-	31,651	18,557	13,094	-	-	-
	期限の定めのないもの	34,704	289	-	-	34,089	394	-	-	-	-
残存期間別残高計		140,169	23,041	11,996	-	137,430	23,887	14,097	-	-	-
平均残高計		121,522	22,570	11,496	-	165	120,952	23,552	13,092	-	151

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注5) 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	62	64	-	62	64	64	3	-	64	3
個別貸倒引当金	165	158	-	165	158	158	154	-	158	154

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度					
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	165	158	-	165	158	-	158	154	-	158	154	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計	165	158	-	165	158	-	158	154	-	158	154	-
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	5	7	-	5	7	7	8	-	4	11	-
	上 記 以 外	6	5	-	6	5	5	1	-	1	5	-
個 人	154	146	-	154	146	-	146	145	-	153	138	-
業 種 別 計	165	158	-	165	158	-	158	154	-	158	154	-

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	10,830	10,830	-	13,117	13,117
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	13,132	13,132	-	13,472	13,472
	リスク・ウェイト20%	83,018	5,386	88,404	79,020	4,323	83,343
	リスク・ウェイト35%	-	479	479	-	425	425
	リスク・ウェイト50%	282	-	282	100	-	100
	リスク・ウェイト75%	-	4,331	4,331	-	5,497	5,497
	リスク・ウェイト100%	1,123	9,558	10,681	1,054	8,715	9,769
	リスク・ウェイト150%	11	-	11	121	-	121
	リスク・ウェイト250%	-	9,527	9,527	-	9,437	9,437
	その他	-	4	4	-	12	12
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		84,434	53,247	137,681	80,295	54,998	135,293

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4) 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,703	-	-	1,703	-
地方三公社向け	-	301	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	26	-	-	27	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	26	2,004	-	27	1,703	-

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

【連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,827	8,827	8,842	8,842
合計	8,827	8,827	8,842	8,842

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,262	1,490	261	279
2	下方パラレルシフト	0	0	-	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,423	1,591		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	102	130		
7	最 大 値	1,423	1,591	261	279
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	9,806		9,670	

○財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確 認 書

- 1 私は、当ＪＡの令和５年３月１日から令和６年２月２９日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - （１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議、報告されております。

令和６年６月２０日

さがえ西村山農業協同組合

代表理事組合長 **安孫子 常哉**

○会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 主な店舗一覧

寒河江営農生活センター	〒991-0061	寒河江市中央工業団地75	0237-86-8186
大江営農生活センター	〒990-1164	大江町大字本郷丙332-42	0237-62-3217
朝日営農生活センター	〒990-1442	朝日町大字宮宿2246-1	0237-67-3535
西川営農生活センター	〒990-0702	西川町大字海味479	0237-74-2127
河北営農生活センター	〒999-3511	河北町谷地字真木41	0237-72-2125
J A 中央農機センター	〒991-0061	寒河江市中央工業団地1055-1	0237-86-1105
河北地区農機センター	〒999-3511	河北町谷地字真木68	0237-72-3823
旅行センター	〒991-0031	寒河江市本町1-9-28	0237-86-8188
食材センター	〒991-0063	〃 大字柴橋1920-3	0237-85-8280
J A 健康福祉センター	〒991-0041	〃 大字寒河江字久保2	0237-86-8165
セレモニーホール J A やすらぎ	〒990-0523	〃 大字八鍬字南740-5	0237-83-1059
セレモニーホール J A やすらぎ河北	〒999-3511	河北町谷地字真木30	0237-71-1059
セレモニーホール J A やすらぎ大江	〒990-1163	大江町大字本郷丁549-1	0237-84-1400
やすらぎ通夜室（楓）	〒990-0523	寒河江市大字八鍬字南740-22	0237-85-8577
やすらぎ通夜室（蓮）	〒990-0523	〃 大字八鍬字南740-26	—
やすらぎ通夜室（椿）	〒990-0523	〃 大字八鍬字南740-5	—
J A やすらぎ河北ミニセレモニーホール通夜会館	〒999-3511	河北町谷地字真木30	0237-71-1055
J A アグリ寒河江店	〒991-0003	寒河江市大字西根字谷地田100-1	0237-83-5055
J A アグリ河北店	〒999-3511	河北町谷地字真木41	0237-72-2134
大江購買店舗	〒990-1101	大江町大字左沢887-1	0237-62-4625
朝日購買店舗	〒990-1442	朝日町大字宮宿2246-1	0237-83-7133
西川購買店舗	〒990-0702	西川町大字海味479	0237-74-2350
アグリランド産直センター	〒991-0041	寒河江市大字寒河江字久保2	0237-84-7888
アグリランド東部産直センター	〒991-0003	〃 大字西根字谷地田100-1	0237-84-1220
アグリランドひな産直センター	〒999-3511	河北町谷地下野281	0237-85-1610
アグリランド k o k o c h e r r y 店	〒990-0523	寒河江市大字八鍬字川原919-8	0237-84-2775
さくらんぼ会館	〒990-0523	〃 大字八鍬字川原919-6	0237-86-1811
さくらんぼ友遊館	〒991-0041	〃 大字寒河江字久保3	0237-83-1333
四季彩館 四季亭	〒991-0041	〃 大字寒河江字久保2	0237-84-7890
アグリランドフーズセンター	〒991-0041	〃 大字寒河江字久保2	0237-84-7889
アグリランド農産加工センター	〒991-0041	〃 大字寒河江字久保2	0237-84-7887
アグリランドひな農産加工センター	〒999-3511	河北町谷地下野281	0237-85-1710
大江農畜産物加工所	〒990-1144	大江町大字十八才表甲18-26	0237-62-4810

■ (株)ジェイエイライフ

本店営業事務所	〒991-0061	寒河江市中央工業団地123-1	0237-83-0522
住宅不動産課	〒991-0031	〃 本町1-9-28	0237-86-8289
車両センター	〒991-0061	〃 中央工業団地1055-1	0237-86-3392
セルフ S S ポートさがえ工業団地	〒991-0061	〃 中央工業団地1055-1	0237-85-1310
セルフ S S ポート中央	〒991-0003	〃 大字西根字谷地田106-1	0237-86-1236
セルフ S S ポート西	〒991-0065	〃 大字中郷1551-1	0237-62-3665
セルフ S S ポート朝日	〒990-1442	朝日町大字宮宿1086	0237-67-3521
セルフ S S ポート西川	〒990-0702	西川町大字海味484	0237-74-2351
セルフ S S ポート河北	〒999-3511	河北町谷地字真木68	0237-72-2212
コーティングライフ	〒991-0061	寒河江市中央工業団地1057-1	0237-84-6697

■ (株)さがえ西村山ジェイエイファーム

(株)さがえ西村山ジェイエイファーム	〒991-0061	寒河江市中央工業団地81	0237-86-1380
--------------------	-----------	--------------	--------------



太陽と自然のめぐみ



JAさがえ西村山

本所／〒991-0061 寒河江市中央工業団地75番地

TEL 0237-86-8181 (代)

FAX 0237-86-0633

URL <http://www.ic-net.or.jp/home/jasagae>